

公益財団法人
武蔵野健康づくり事業団
第二期中期計画

(平成 31 (2019) 年度～平成 36 (2024) 年度)

平成 31 (2019) 年 3 月

公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団

はじめに

公益財団法人武蔵野健康づくり事業団は、地域住民の健康診査事業等の健康管理体制の整備が求められる中、昭和 62 年に設立され、以来 30 年にわたり、人間ドック事業をはじめ、地域医療機関からの依頼検査、職域健診等の自主事業のほか、がん検診等の各種検診や健康づくり支援センターによる健康増進事業等の受託事業を担い、武蔵野市及び市医師会、関係団体等と連携しながら、地域住民の生活習慣病の予防（一次予防）及び疾病の早期発見（二次予防）等、地域の保健事業の一翼を担ってまいりました。

今日、高齢化が進む中、生活の質の維持・向上を図るとともに、介護予防や医療費の伸びを抑制することが社会的な課題となっており、また、健康づくりに対する利用者のニーズ等、事業団を取り巻く環境も様々変化しております。こうした中で、当事業団は、武蔵野市をはじめ、地域医療機関、地域団体等と更に連携を強化しながら、疾病の予防や早期発見など、公共課題の一つである健康寿命の延伸に向けて、健康施策への確に対応し、地域住民の健康づくりを専門的に支援する役割が更に増していくものと考えております。

一方で、事業団を取り巻く厳しい状況の中で、今後更に経営力の強化を図り、持続可能な組織として、財務の改善や人材の育成にも注力していく必要があります。

この度、当事業団の今後向こう 6 か年の基本的な方向性を定める第二期中期計画を策定いたしました。事業団では、誰もがいきいきと健康に暮らし続けられるまちを目指し、本計画に基づきながら各課題への対応に着実に努めてまいり所存です。

策定にあたり関係各位より賜りましたご協力に心より感謝いたしますとともに、今後ともよろしくご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 31 年 3 月

公益財団法人武蔵野健康づくり事業団

理事長 笹井 肇

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 事業団の理念	1
2 計画の性格と期間	2
第 2 章 前期計画の取組状況と事業団の現状	3
1 第一期中期計画の取組状況	3
2 社会状況の変化（健康分野に関する国等の動向）	11
3 市の動向	13
4 人口の状況	14
5 市民の健康意識	15
6 事業団収益と主要事業の課題	17
第 3 章 事業計画の基本的な考え方	22
1 基本目標	22
2 基本視点	22
3 基本施策	23
4 施策の体系	24
第 4 章 施策の展開	25
基本施策 1 地域とのつながりを活かした 市民の主体的な健康づくり活動への支援	25
基本施策 2 予防を重視した健康診査等による健康づくりの推進	29
基本施策 3 健康・地域医療に関する情報発信と連携・ネットワークの推進	35
第 5 章 組織・経営計画	39
1 健全な財務運営を目指します	39
2 計画的な検査機器の整備更新を図ります	41
3 人材の確保・育成と働きがいのある職場づくりを進めます	43
4 危機管理体制の構築を図ります	45
5 保健センター改修工事への適切な対応を図ります	46
第 6 章 計画の推進	47
1 計画の推進のために	47
2 計画の点検と評価	48

第7章 資料編	49
1 策定経過	49
2 人間ドック受診者アンケート調査結果	50
3 人間ドック勧奨者アンケート調査結果	52
4 公益財団法人武蔵野健康づくり事業団定款	54
5 公益財団法人武蔵野健康づくり事業団の経緯	60
6 公益財団法人武蔵野健康づくり事業団 第二期中期計画策定会議・ワーキング職員	63

※元号「平成」の表記について

2019年5月1日から新しい元号に改元される予定であることから、本書においては、元号と西暦を併記しています。なお、改元後の表記については、新たな元号が決定していないことやわかりやすさを優先して、一部「平成」の表記を残しています。

※本文・図表中の数値について

本文・図表中の数値は、表示桁未満を四捨五入して表示しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

第 1 章 計画の策定にあたって

1 事業団の理念

武蔵野健康づくり事業団は、地域住民の生涯にわたる主体的な健康づくりを専門的に支援し、健康寿命の延伸と健康なまちづくりに寄与します。

公益財団法人武蔵野健康づくり事業団（以下、「事業団」という。）の前身である「財団法人武蔵野健康開発事業団」は、昭和 62（1987）年 10 月に設立された団体で、地域住民へ保健医療情報の提供を行い、健康づくりの意識の高揚を図るとともに、各種検診事業及び保健衛生に関する調査研究を行い、疾病の予知・予防と早期発見を図り、もって健康の保持増進と福祉の向上に寄与することを目的に設立されました。

設立以来事業団は、人間ドックや地域医療機関からの依頼検査、職域健診等の自主事業をはじめ、がん検診等の各種検診等、武蔵野市及び武蔵野市医師会、関係団体等と連携しながら、主に疾病の早期発見（二次予防）等を中心に事業を展開してまいりました。平成 21（2009）年 10 月には武蔵野市より「健康づくり支援センター」（以下「支援センター」という。）事業の委託を受け、市民の生活習慣病の予防（一次予防）にも取り組むようになりました。

平成 23（2011）年 4 月には公益認定を受け、名称を「公益財団法人武蔵野健康づくり事業団」に改め、さらに平成 24（2012）年 9 月には、保険医療機関指定を受けてその役割を広げ、地域の保健事業の一翼を担ってまいりました。

今日、医療技術の進歩、平均寿命の延伸、超高齢社会、健康ニーズの多様化など、健康を取り巻く環境は大きく変化しています。そうしたなかで、事業団には、市や関係機関と連携しながら、時代やニーズの変化に対応した事業展開が求められています。

事業団は今後、公益法人として公衆衛生の向上に寄与するとともに、武蔵野市財政援助出資団体として、武蔵野市や各関係団体等と連携を強化しながら、公共の利益及び公共の課題解決の一端を担う団体としての役割を更に果たしていく必要があります。そのため、これまで培ってきた経験や資源を十分に活用し、健康寿命の延伸と健康なまちづくりに向けて、地域住民の健康管理、健康づくり支援のための事業を積極的に推進してまいります。

あわせて、今まで以上に効率的な事業運営に努めるとともに、自主財源の確保やコスト削減に取り組み、健全で持続可能な経営を目指してまいります。

2 計画の性格と期間

- 本計画は、事業団のこれまでの取組を発展的に継承するとともに、市の「第3期健康福祉総合計画」、「第4期健康推進計画・食育推進計画」及び「武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画」との整合を図り、武蔵野市が求める健康施策に的確にこたえていくための基本的な方向性や経営の中期的な方針を示すものです。
- 本計画の期間は、市の上記計画を受けて、平成31(2019)年度から平成36(2024)年度までの6年間とします。また、市の計画の見直しに合わせ、平成34(2022)年度を目途に中間評価を行うとともに、社会情勢の変化や市の計画の変化を考慮しながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

< 計画の期間 >

平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 33 (2021)年度	平成 34 (2022)年度	平成 35 (2023)年度	平成 36 (2024)年度
		武蔵野市第3期健康福祉総合計画					
		武蔵野市第4期健康推進計画・食育推進計画					
		武蔵野市国民健康保険データヘルス計画					
		第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画					
第一期中期計画 (H27~H30)		武蔵野健康づくり事業団 第二期中期計画					
	▲ 計画の見直し				▲ 中間評価		

第 2 章 前期計画の取組状況と事業団の現状

1 第一期中期計画の取組状況

第一期中期計画期間中は以下のような取組を進めてきました。

1 健康を維持・増進するための支援

①三本柱による健康づくり支援

個別施策	内容	主な取組状況
【拡充】健康づくり推進員による地域支援の拡大	平成 27 年度に市から所属を移管し、3 名増員して地域との連携を強化します。 健康づくり推進員の研修を充実します。 健康づくり推進員 O B ・ O G による地域支援のしくみを検討・実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度、地域との連携を強化するため、健康づくり推進員を 3 名増員し 21 名体制で活動を展開することとしました。欠員が 3 名の期間もありましたが、平成 30 年度末では 20 名体制で活動しています。 P R 研修、市関連部署事業説明、上級救命講習、事業体験研修等を実施しました。 各地区に代表者を置き、代表者会議と O B ・ O G 会を定期的実施してきました。O B ・ O G による自主グループの立ち上げ支援、ウォーキング事業のサポートを実施しました。
【拡充】健康づくり人材バンクの活動の場の拡大	地域と連携した健康づくり事業において、継続支援や仲間づくりに、講師としての協力を行います。健康づくり人材バンク紹介事業等により、活動の場を広げます。	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体との共催事業、ウォーキング事業、人材バンク紹介事業、自主グループ立ち上げ試行事業において、健康づくり人材バンクを講師・指導者として活動の場を拡大してきました。 継続支援や仲間づくりの領域にも積極的に人材バンクを活用しました。
【拡充】健康づくりはつらつメンバー登録制度の活性化	健康づくりはつらつメンバー（健康づくり普及員）に対して、健康づくり活動情報誌等の情報提供及びポイント制の導入により、活動の活性化を目指します。 アンケート調査等により実態及びニーズの把握を行い、新たな取組みやしくみづくりにつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりポイント制や健康づくり活動情報誌の送付等、新たな特典を導入しました。 メールマガジン配信、メールマガジンによる一部事業の先行予約を特典として付加しました。日本縦断健康健脚チャレンジャー（KKC）をはつらつメンバー特典に移行し、事業周知を強化。アンケート調査の回答持参者に啓発グッズを配布することで回収率を上げ、多くの声を集めました。

②ライフステージに応じた健康づくり支援

個別施策	内容	主な取組状況
【拡充】対象年齢を明確に区分した事業の実施	幼少期～少年期の子どもと保護者、成人～壮年期：概ね 20～40 代、中年期：50～60 代、高齢期：65 歳以上を基本として対象年齢を区分し、対象年齢に合ったプログラム内容や効果的な P R により全年代に対し偏りなく事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容及び P R を対象年齢に合わせて実施した。リズムで DANDAN ! for キッズ、食育出前型教室、生活習慣改善教室、健康体操教室、学んで実践・ノルディックウォーキング教室、だんだん活力アップ体操、健康づくり応援教室、高齢者筋力向上プログラム等。
【拡充】健康体操教室の高齢者向けクラスの新設とリニューアル	20 歳以上の市民を対象とした自由来所制の健康体操教室の参加者は高齢者が圧倒的に多いため、高齢者対象としたクラスを新設し、要支援者も参加できるよう配慮します。 他のクラスも若い世代の利用増に向けて、内容・時間等をリニューアルします。	<ul style="list-style-type: none"> ストレッチ＆脳トレ、転倒予防＆脳トレの高齢者向けの健康体操教室を 2 クラス新設し、要介護認定を受けていない高齢者の健康づくり支援を行いました。 高齢者の安全面の配慮から、平成 30 年度自由来所制から申込制へと変更しました。

個別施策	内容	主な取組状況
【拡充】「だんだん活力アップ体操」の普及促進	高齢者の運動講座、老人クラブの定期会合、介護予防事業等に人材バンクや健康づくり推進員を派遣し、「だんだん活力アップ体操」の普及を推進します。	・地域団体からの依頼による高齢者対象の出前講座や介護予防事業で実施したほか、J:com 武蔵野三鷹での放映、ホームページでの動画配信等を行いました。希望団体や健康づくりはつらつメンバー登録者に体操を収録してあるDVDを配布しました。

③地域と連携した健康づくり支援

個別施策	内容	主な取組状況
【新規】コミュニティ協議会等と協力した健康づくり自主活動グループ立ち上げ支援	平成 27 年度より、試行事業として 2 カ所のコミュニティ協議会とそれぞれ協力して健康づくり自主グループ立ち上げ支援を実施します。 健康づくりはつらつメンバーの集い等からの自主グループ立ち上げについても地域と連携して試行します。 試行事業の検証を行った後、地域での取組みを拡大していきます。	・平成 27 年度、地域の自主グループ 3 団体について、それぞれの特色や要望に添った立ち上げ支援を行いました。 ・平成 28 年度、コミュニティ協議会との共催による自主グループ立ち上げ支援を行うとともに、自主グループ立ち上げ支援について、検証・課題整理を実施しました。 ・平成 29 年度、これまでの実績を踏まえ、自主的な取り組みを共催事業に位置づけて実施しました。
【拡充】地域団体等との共催による健康づくり連携支援	コミュニティ協議会、情報発信協力パートナー店などの地域団体等からの要望に基づき、仲間づくり等の目的を明確にして、地域と連携・協力した健康づくりを共催で実施します。	・平成 27 年度からの自主グループ立ち上げ支援の実績を踏まえ、平成 29 年度共催事業に位置づけ、目的を「運動のみの継続支援」と「運動及び講座の啓発支援」の 2 区分により実施しました。 ・平成 29 年度、コミュニティ協議会 4 カ所、情報発信協力パートナー企業 2 カ所、その他団体 3 カ所で実施するなど、地域との連携を広げました。 ・平成 30 年度、共催事業からさらに団体の自主事業化への移行を目指す取り組みを検討・開始しました。
【拡充】情報発信協力パートナー店等による事業連携や協力	情報発信協力パートナー店等からの、物品等の提供による協賛や、協力体制を築き、地域の連携を広げていきます。	・情報発信協力パートナー店等からの物品等による協賛のほか、フェイスブックでのパートナー店の紹介を行いました。 ・パートナー店との共催講座を実施して連携を広げました。

④多種多様な健康づくり活動との連携強化

個別施策	内容	主な取組状況
【拡充】行政、関連団体との事業連携や協力・役割分担の整理	総合体育館の事業及び介護予防事業（運動）との役割分担の整理や事業をつなぐしくみを検討するとともに、事業の連携・協力などを進めます。 食育事業に関しては、市主催の食育担当課連絡会議に参加し、事業団としての役割を果たしていきます。	・武蔵野市介護予防事業連絡調整会議、運動習慣定着化促進会議等への出席による課題共有、情報交換、連携協力を行いました。食育担当課会議への出席による情報交換等を行いました。
【新規】医療、介護事業所との事業連携や協力	在宅医療・介護連携推進協議会に参加し、事業団の専門職や設備を活かして市民の介護予防・重症化予防に連携・協力します。	・平成 27 年度から、武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会多職種連携・普及啓発部会の活動に参加し、市におけるまちぐるみの支え合い（地域包括ケアシステム）の仕組みに向けた連携協力を努めました。

2 予防を重視した健康施策の推進

①一次予防と二次予防の連携による健康づくり

個別施策	内容	主な取組状況
【拡充】栄養サポート講座の拡充	特定保健指導や、メタボリックシンドローム該当にならない非肥満高血圧者や既に治療を開始している方など、重症化予防を目的とした、生活習慣改善教室を実施し、高血圧等の改善に繋がるよう支援します。	・高血圧の改善をテーマにした栄養サポート講座「 hypertension 科学セミナー」、節度ある適度な飲酒についての知識を普及することを目的とした「スマート飲酒ライフ」を実施し、生活習慣改善のための行動変容を促す支援を行いました。
【拡充】生活習慣改善教室の充実	対象年齢別に、運動・栄養・保健等の視点から講座や測定などを取り入れた生活習慣改善教室を実施します。内容・回数を充実し生活習慣改善支援を行います。	・平成 27 年度は対象年齢を 3 区分に分け連続講座を実施しました。 ・平成 28 年度からは、20～40 歳代を対象に連続講座の生活習慣改善教室を実施し、より若い世代への支援を強化しました。親子参加型 3 日間連続講座。 ・平成 29 年度、保健講座「健診結果の見方とその対策」と運動講座「忙しい人のすきまトレーニング」の生活習慣改善教室を単発で実施しました。
【拡充】事業団のドック受診者や職域健診の受診者等に対する個別の相談や健康づくり支援の推進	健康相談の希望のある方、また受診結果等から生活習慣改善が必要な方に、予防・改善につながる保健指導を実施します。	・人間ドック受診者のうち健康相談希望者や、障がい者福祉施設利用者で健診結果から栄養指導の必要がある受診者とその家族へ、保健師及び管理栄養士が特定保健指導等の経験を活かして、生活習慣改善のための指導を行いました。
【拡充】禁煙の P R の推進	喫煙の有害性について、啓発に努めるとともに、人間ドックでは禁煙指導を積極的に行います。	・人間ドック受診者のうち喫煙者の方へ禁煙に関する情報提供を行いました。(27 年度 224 人、28 年度 226 人、29 年度 204 人)

②市民の健康管理（人間ドック・依頼検査）

個別施策	内容	主な取組状況
【新規】託児サービスの実施	子どもを預ける先がなく人間ドックに来られない方のために、託児サービスを実施します。	・平成 29 年度、子育て期で健診を受診しづらい人向けに、託児サービス付きの人間ドックを実施しました。(29 年度 8 名)
【拡充】人間ドック受診者へのサービス向上	受診者がさらに安心して人間ドックを受けられるように、日本人間ドック学会人間ドック健診施設機能評価を基準に業務改善を図ります。	・施設機能評価基準に関する研修会へ参加したほか、胸部レントゲン撮影における二方向撮影や人間ドック受診時に 1 年後の予約を受け付ける等の利便性向上を図りました。
【拡充】人間ドックの広報の強化	これまでの広報に加え、健康づくり推進員を通じた情報の発信を行います。若い世代への P R ツールとしてフェイスブックやホームページ・映像を活用し人間ドック受診者の増加を図ります。	①健康づくり活動情報誌（はつらつメンバーへ配付） ②けんこうづくり通信（全戸配布・広報誌） ③健康づくり推進員 ④がん検診受診者への案内カード ⑤がん検診とセットの人間ドック案内チラシ⑥事業団人間ドックの特長を明確にした案内チラシ ⑦市報毎月 15 日号 ⑧ホームページ（事業団・市） ⑨個別勧奨ハガキ（前年受診者等） ⑩ F M 放送 ⑪ 30 周年記念事業での周知 ⑫保健センター広報掲示板等で P R を実施しました。 ・平成 26 年度に人間ドックを受診した後、受診されていない方へ郵送によるアンケート調査を実施しました。
【拡充】代行事業者との連携の推進	健診事業の代行事業者には多くの企業が登録していますので、代行事業者と連携することで、新規や若年層の利用者増加を図ります。	・平成 28 年度にベネフィットワンを加え、LSI メディエンス、イーウェル、東京都市町村共済組合の 4 カ所と契約し実施しました。

個別施策	内容	主な取組状況
依頼検査の周知	新規医療機関への周知を行うとともに、年1回は利用について、医師会を通じて周知の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度、医師会と事業団との協定に基づく検査料金の一部見直しについて、医師会を通じて周知いただきました。 新規医療機関への依頼検査のご案内を個別に行いました。 平成29年度、依頼伝票の改訂に合わせて、依頼検査制度のご案内をあらためて医師会を通じて行っていただきました。 依頼医療機関数：27年度58、28年度54、29年度55

③職域健診の拡充

個別施策	内容	主な取組状況
【拡充】受診する事業所の拡大	地域の健康づくりを支える視点から、職域健診を受診する事業所を増やしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 新規利用事業所の増があっても、既存利用事業所の減があるため、全体で横ばいから減少傾向にあります。 平成30年度中から、健診に必要な問診票等の一式を個々人に分けて事業所へ送付する取組みを開始しました。 新規事業所数：27年度5か所 28年度3か所 29年度1か所 利用事業所数：27年度57か所 28年度57か所 29年度54か所
【拡充】保健指導の充実	健診は、検査と保健指導が一体となって生活習慣病の予防に役立ちます。市内事業所で働く人の健康を守るために医師が必要とした人に管理栄養士が保健指導を実施します。障がいを持つ人には個人のレベルに応じ、わかりやすく実践につながるような個別指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドックでは、平成28年4月から保健師、管理栄養士等で健診後の保健指導を希望者へ実施しています。 福祉関連事業所健診における障がいのある受診者の健康増進を目的として、健診結果により栄養指導が必要と判断した受診者とその家族へ管理栄養士による栄養指導を実施しました。受診者：28年度11人 29年度12人

④がん検診の充実

個別施策	内容	主な取組状況
【新規】土曜日検診の試行	受診率の向上を目指し、平日に受診することが難しい方のため、土曜日に、がん検診を試行します。複数のがん検診を受診できるよう工夫して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から土曜日にがん検診を開始しました。実施日数・利用者数 27年度2日、28年度4日、29年度6日、30年度7日。 プロジェクトチーム等によるアンケート調査を実施し、人間ドックや職域健診に関する要望の調査と土曜日の開所に関する課題の洗い出しを行いました。
【新規】健康課との役割分担による検診業務の一括受託の推進	検診事業の効率化とフォローアップのため、「検診事業情報交換会」を毎月開催し、連携してがん検診の向上に取り組めます。今後は、がん検診業務を申込から結果発送まで行い、市民が受診しやすい体制を作ります。	<ul style="list-style-type: none"> 「検診事業情報交換会」を毎月開催し、各種検診等について意見交換を行いました。 平成27年度 骨粗しょう症予防教室、胃がんハイリスク検査、大腸がん検診について一括受託を開始しました。

3 健康と医療に関する市民啓発

① 広報誌、メディア媒体、ムサシDANくん等の活用

個別施策	内容	主な取組状況
【拡充】事業団としての広報誌の発行	従来健康づくり支援センターで発行していた、「子どもとその保護者向け」と「一般市民向け」の2種類を統合し、多くの世代を対象とし事業団としての健康情報誌を発行します。	・事業団職員、健康づくり推進員によるワークショップ形式による編集や、事業団職員によるプロジェクトチームによる編集、民間事業者を活用した編集等により作成しました。年1回発行し市内全戸への配布を行いました。
【拡充】フェイスブックやホームページの効果的な運用	ホームページや、フェイスブックを活用し、ボリュームのある事業案内や季節に合わせた情報を企画して配信するなど、ソーシャルネットワークの良さを生かした運用を行います。フェイスブックについては、市や関連団体等とのシェア等情報共有の連携を積極的に行います。	・推進員取材による、健康づくり活動団体、健康づくり情報発信協力パートナー等の紹介記事を掲載して発信しました。平成29年度からはツイッター、メールマガジンでの情報発信を開始しました。メルマガでは、市や関連団体等の情報も掲載し連携を図っています。
【拡充】ホームページの効果的な運用	ホームページや、フェイスブックを活用し、ボリュームのある事業案内や季節に合わせた情報を企画して配信するなど、ソーシャルネットワークの良さを生かした運用を行います。	・健康づくり支援センターの事業案内や人間ドックの予約状況等の随時更新を行いました。 ・当年度事業計画や前年度事業報告、決算報告書等の事業団情報について随時公開いたしました。

② 地域医療に関する理解の促進

個別施策	内容	主な取組状況
【新規】救急医療体制の広報及び啓発	「救急医療の東京ルール」との整合性を図りながら、市民が地域医療の取組を理解できるよう広報や啓発活動を行います。	・平成27～28年度 武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会の普及啓発部会に参加し、病院の機能分化、かかりつけ医等を掲載した啓発パフレットを作成・配布しました。
【新規】在宅療養に関する市民への啓発活動	市、医師会をはじめとした関係機関・団体と連携・協力し、地域住民への情報提供や普及啓発を行います。	・平成27～28年度 武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会の普及啓発部会に参加し、在宅療養等に関する啓発パフレットを作成・配布しました。 ・平成29～30年度 上記協議会による在宅医療介護連携に係る市民向け啓発セミナーへの協力を行いました。

③ 調査研究と健康情報の提供

個別施策	内容	主な取組状況
【新規】効果測定等の実施による介護予防事業体系化の調査研究	対象事業の効果測定及び専門職による運動プログラム内容の評価等により、武蔵野市の介護予防事業（運動）の体系化に向けて調査研究を行います。	・平成27年度 武蔵野市地域健康クラブの効果測定への協力と市介護予防事業連絡調整会議での効果測定の目的・課題の整理、マニュアル作成を行いました。 ・平成28年度 市内16会場の市介護予防事業の効果測定及び報告書を作成しました。 ・平成29年度 25～28年度までの市介護予防事業の効果測定等データの経年比較資料を作成しました。

個別施策	内容	主な取組状況
【拡充】人間ドック、職域健診受診者のデータ分析を基にした研究	市民の1%が利用する人間ドックや職域健診の受診者データを基に、健康状態・疾病傾向などを分析し、健康づくり支援センターの事業の企画に生かします。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度 健康教育等の利用が限られる障害者への栄養指導を実施し、その効果等を分析し、人間ドック学会でポスター発表しました。 平成 28 年度 支援センター事業の「日本縦断 KKC」に着目し、人間ドック受診者のうち該当者に対し案内を行いました。 平成 29 年度 人間ドック受診者における喫煙と糖代謝異常との関連性について分析を行いました。

4 健全な財政運営

① 安定した財政運営

個別施策	内容	主な取組状況
人間ドックの収入の確保と補助のあり方の見直し	人間ドックは、個人の健康増進活動の指標となる大切な健診であると同時に、事業団の中核となる事業です。事業団運営の財務の安定を図るためにもより多くの方に人間ドックの重要性を理解して定期的に受診していただくとともに、健診結果に基づいた、生活習慣の改善を図る事業を実施します。人間ドック受診者への補助ではなく、事業に対する補助への変更を市に提案し、協議していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドック受診歴ある方へ勸奨通知を送付。人間ドック受診者への利用者アンケートを実施し、ニーズ調査等を行いました。 人間ドック受診者増へ向けたプロジェクトチームを編成して、受診者対策の方法や課題等について検討した。 平成 29 年度 市補助金の単価・算定方法の見直しについて市との協議を行いました。
適正な受益者負担の検討	診療報酬（保険点数）や近隣健診機関の料金設定、又は社会情勢などを考慮し、検査内容・項目等を見直した上で、受診料の値上げを含め、設定料金の適正化を図ります。公益財団法人として持続的な運営を行うためには適正な受益者負担は必要です。利用者ニーズに合った事業を実施するためにも料金設定および支出の見直し等とともに付加サービスについて受益者負担を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度の保険診療改定にあわせた料金改定を実施しました。 講座参加者に対し自己負担の料金見直しを行ったところ、参加者が激減する結果となったことから、事業への参加促進と適正な受益者負担とをバランスを取りながら、適切な対応を検討していくこととしました。
新たな事業の検討	事業団が持っている専門職や健康づくり人材バンク登録者を活用し、保健指導や介護予防に効果のある事業に関連する部署と連携して行います。現在市から受託しているがん検診などについては、申込みから結果発送まで一括で受託することにより収入の増加を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵野市の特定健康診査受診者を対象とする特定保健指導を市から受託し平成 28 年度から実施しています。 平成 27 年度 骨粗しょう症予防教室、胃がんハイリスク検査、大腸がん検診について一括受託を開始しました。
採算バランスのとれた事業執行	安定した事業継続のために収入の増加を図り、支出の削減に努めます。引き続き、持続的な事業団運営を行うために、採算バランスのとれた事業執行を原則とします。	<ul style="list-style-type: none"> 上記のとおり収益の確保、経常費用の支出抑制に努めました。 今後更に収支差額の解消に向けた取組みを検討・実施していきます。

②医療機器の整備・更新

個別施策	内容	主な取組状況
高額医療機器の保有継続の検討	人間ドックや各種検診は受診者数や内容が時間と共に変化していきます。事業団の保有する高額医療機器保有に関してもその必要性の度合いが変化しますので、受診者のニーズや市の動きをとらえ、将来の事業展開を見据えて保有の有無を検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドック受診者を対象にアンケート調査によるニーズの把握に努めた。医療機器の使用頻度や装置の状態について毎年確認を行いながら、医療機器更新計画を作成し計画的な更新に努めてきました。 機器保有のあり方について、減価償却費用の財源不足について市との協議を行いました。

5 組織力を高める人材の育成

①人材の育成

個別施策	内容	主な取組状況
【新規】理事長と職員によるミーティングの実施	担当業務にこだわらず、様々なテーマを設定して、課題討論や意見交換等ミーティングを実施し円滑な組織の運営を進めるとともに、常に事業団全体での意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 職員全体の意識向上と円滑な組織運営に資するよう、テーマ設定を行いながら理事長と職員との意見交換を行いました。
【新規】武蔵野市及び他団体との人事交流の検討	事業団はその組織構成上、部署間の異動が少なく共有できる情報も限られるため、職員の資質向上の観点から市役所や他団体と人事交流を行うことでネットワークを広げ、連携を深めています。	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵野市の関係部署や関係団体との連絡調整会議や在宅医療介護連携推進協議会、ケアリンピック武蔵野等での人事交流に努めました。
【拡充】能力向上のための研修（一般研修、専門研修、職層研修）の充実	職員それぞれが、自分の専門知識を増やし、その知識を生かしたサービスの提供ができるように能力の向上を目指します。マンモグラフィ技術部門認定やピンクリボンアドバイザーなどの認定取得者を増やします。医療専門職の他の医療機関への派遣研修も検討します。	<ul style="list-style-type: none"> マンモグラフィ技術部門認定や胃がん検診専門技師認定、東京糖尿病療養指導士認定、人間ドックアドバイザーの更新、ピンクリボンアドバイザー資格取得の奨励を行いました。 上級救急救命講習は職員・嘱託職員の全員が受講しました。 昇任した職員への階層別研修を実施しました。
【拡充】情報取得のための各種会議参加	様々な健康づくりに関連する会議等に参加することで、市や関連する団体の動向や方針などの情報を交換・共有し、今後の施策に反映させていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵野市の関係部署や関係団体との連絡調整会議や在宅医療介護連携推進協議会、ケアリンピック武蔵野、食育担当者会議、運動習慣定着化促進会議等への参加に努めました。

②プロジェクトチーム等の活用

個別施策	内容	主な取組状況
【拡充】組織を横断したプロジェクトチームの設置と課題解決への活用	職種の違う職員でプロジェクトチームを作ることにより、さまざまな視点から課題を捉え、様々な立場から課題に向き合うことで、最良な解決方法を導き出します。	<ul style="list-style-type: none"> 各課題の検討やワーキングチームとして以下のとおり設置しました。 平成 27 年度 特定保健指導受託、人間ドック健診施設機能評価受審準備、健診システム 平成 28 年度 土曜開所拡充、人間ドック受診者増やす隊、事業団だからできる生活習慣改善事業、検査項目、広報誌作成 平成 29 年度 一次二次予防連携、人間ドック・依頼検査・職域検診の充実、広報啓発、30 周年記念事業

6 社会の変化に対応した事業運営

①事業評価と見直し

個別施策	内容	主な取組状況
利用者満足度調査による、利用者のニーズの把握	事業団の事業を数多く利用してもらうために、アンケートを実施してニーズ把握した上で必要な事業につなげ、利用者の満足度の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズの把握や事業改善・サービス向上のため、以下の対象者へアンケートを実施してきました。 平成 27 年度 健康づくり支援センター事業参加者、土曜がん検診受診者 平成 28 年度 健康づくり支援センター事業参加者、人間ドック利用者、職域健診受診事業所 平成 29 年度 健康づくり支援センター事業参加者、人間ドック利用者
事業評価の改善	付属診療所及び健康づくり支援センター各事業について、事業実績やアンケート等により、事業の評価を行っています。より良い事業評価の方法を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業におけるニーズや満足度等を把握するためのアンケートを継続して実施しました。 ・事業評価に関する外部研修を受講しました。

2 社会状況の変化(健康分野に関する国等の動向)

- 人口減少社会に突入している我が国においては、高齢者の増加とそれに伴う医療費の増加、介護人材の不足などが深刻な課題となっています。
- 近年では特に、「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」に向けた動きとともに、「地域共生社会」「地域包括ケアシステム」など、人口減少社会、超高齢社会に対応する動きが活発になっています。

国の動き(主な制度改正等)

平成26(2014)年	
3月 策定	健やか親子21(第2次)
5月 成立	難病の患者に対する医療等に関する法律
6月 成立	アレルギー疾患対策基本法
6月 成立	地域医療・介護総合確保推進法
7月 成立	過労死等防止対策推進法
7月 閣議決定	健康・医療戦略
平成27(2015)年	
6月 公表	保健医療2035提言書
9月 成立	第7次医療法改正
12月 策定	がん対策加速化プラン
平成28(2016)年	
3月 改正	自殺対策基本法
3月 策定	第3次食育推進基本計画
6月 閣議決定	ニッポン一億総活躍プラン
12月 改正	がん対策基本法
平成29(2017)年	
2月 公表	「地域共生社会」の実現に向けて
6月 成立	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
7月 閣議決定	自殺総合対策大綱
平成30(2018)年	
3月 閣議決定	がん対策推進基本計画(第3期)
3月 公表	「健康日本21(第2次)」中間評価報告書 素案
7月 成立	受動喫煙防止法

社会の動きに関連するキーワード

人生 100 年時代	100 歳まで生きるのが当たり前となる時代、またそのような時代に合った制度や人生設計を含めて用いられる。平成 19（2007）年生まれの日本人の半数は 107 歳まで生きられるとの予測もあり、誰もが 100 年生きる時代をどう生き抜くかを考えるため、平成 29（2017）年から首相官邸において「人生 100 年時代構想会議」が開催されている。
2025 年問題	2025 年に団塊の世代が 75 歳を超えて後期高齢者となり、国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上という、世界で経験したことのない『超高齢社会』を迎える。65 歳以上の人口は 3500 万人を突破、認知症高齢者数は約 320 万人になると推計され介護人材の確保、医療と介護の連携、病院と地域診療所の連携など、地域共生社会の実現に向けた様々な取組が進められている。
健康経営への取組	社員の健康づくりを経営課題として捉え、社員の健康増進に努めることによって、医療費を減らすだけでなく、労働生産性を向上させ、企業価値の向上にもつなげようとする経営手法。経済産業省が平成 27（2015）年に全国の中小企業 1 万社に実施したアンケートでは、「健康経営に取り組んでいる、取り組みたい」と考える企業は約 75%に上っている。
ヘルスケア産業の伸展	経済産業省の試算では、ヘルスケア産業（公的保険を支える公的保険外サービスの産業群）の市場規模は平成 28（2016）年は約 25 兆円、2025 年には約 33 兆円になると推計されている。政府としても次世代ヘルスケア産業協議会を設置するなど、成長戦略の重要な柱の一つと位置づけており、地域包括ケア実現に貢献するヘルスケア事業の位置づけを明確化し、誰もが人生を最期まで幸せに生きることができる「健康長寿社会」を構築する政策を展開している。
I C T の発展 ・ビックデータの活用	情報技術の発達に伴い、かつてないデータ量を扱うことが可能となっている。また、『官民データ活用推進基本法』を踏まえ、政府や地方公共団体などが保有する公共情報については、データとしてオープン化を強力的に推進することとされている。

3 市の動向

- 武蔵野市では、地域包括ケアシステムを「武蔵野市における 2025 年に向けた“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”」と捉え、「地域リハビリテーション」の理念に基づき、総合的なサービスを提供しています。また、全国に先駆けて地域医療構想を策定し、地域医療の充実と連携強化に取り組んでいます。
- 第 3 期健康福祉総合計画においては、総合目標に「誰もが いきいきと 安心して 住み続けられる 支え合いのまち」を掲げ、5 つの重点的取組を掲げています。
- 第 4 期健康推進計画・食育推進計画では、すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、健康推進計画では「誰もが“いきいき”と暮らしつつげられる“まち”武蔵野」を、食育推進計画では「食を通じて“いきいき”と暮らす“まち”武蔵野」を目指して、施策を推進しています。
- 武蔵野市国民健康保険の保険者である武蔵野市では、武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第 3 期武蔵野市特定健康診査等実施計画を策定し、被保険者の健康増進や生活習慣病の発症予防及び重症化予防を推進しています。

市の関連計画

・ 武蔵野市第五期長期計画・調整計画 平成 28（2016）年度～平成 32（2020）年度
施策の体系＞ I 健康・福祉＞ 基本施策 3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

・ 武蔵野市第 3 期健康福祉総合計画 平成 30（2018）年度～平成 35（2023）年度
基本理念：地域リハビリテーション
総合目標：誰もが いきいきと 安心して 住み続けられる 支え合いのまち

5 つの重点的取組

- 1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み
- 2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化
- 3 安心して暮らしつつげるための相談・支援体制の充実
- 4 人材の確保と育成に向けた取組み
- 5 新しい介護・福祉サービスの整備

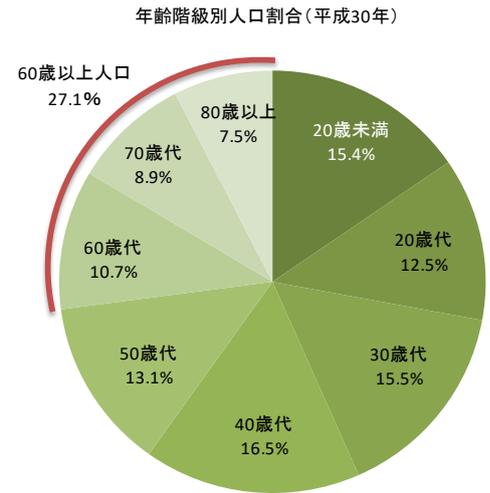
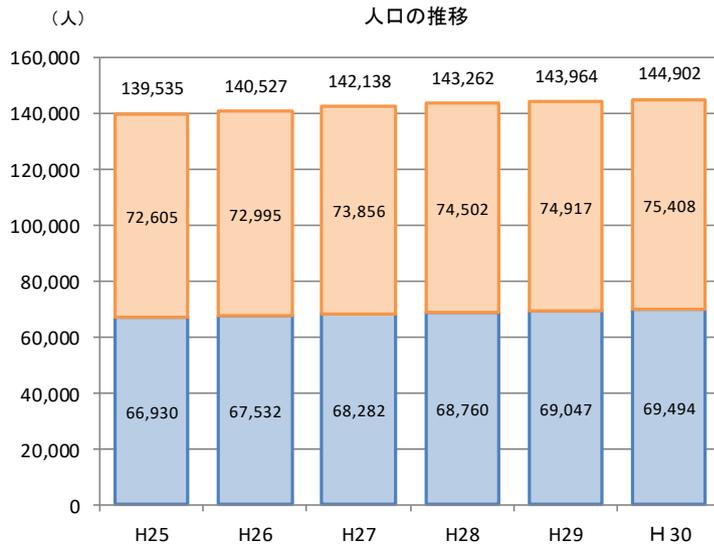
- ・ 武蔵野市第 5 期地域福祉計画
- ・ 武蔵野市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画
- ・ 武蔵野市障害者計画・障害福祉計画
- ・ 武蔵野市第 4 期健康推進計画・食育推進計画
基本目標：誰もが“いきいき”と暮らしつつげられる“まち”武蔵野

・ 武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第 3 期武蔵野市特定健康診査等実施計画
大目標 1 被保険者の生活習慣病の発症及び重症化の予防

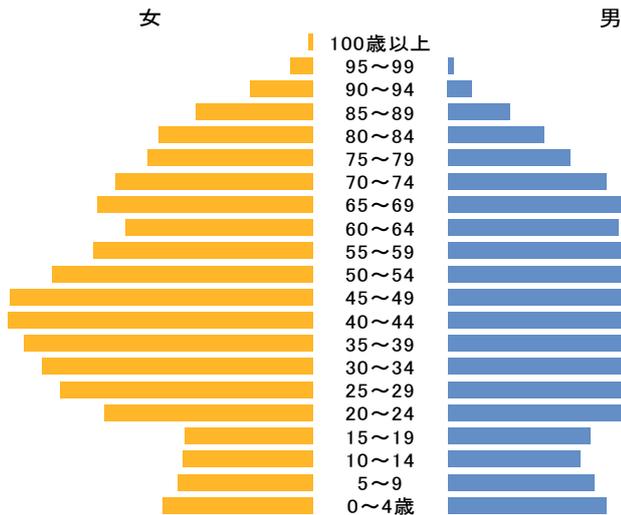
4 人口の状況

- 武蔵野市の総人口は平成 30(2018)年 1月 1日現在約 144,902 人となっており、増加傾向が続いています。
- 年代別では 30 歳代・40 歳代が多く、高齢化率は 22.1%（後期高齢は 11.5%）となっています。

【武蔵野市の人口】



人口ピラミッド(平成30年1月1日現在)



年齢3区別住民基本台帳人口(H30)

	計	男	女
総数	144,902	69,494	75,408
0-14歳	16,971	8,703	8,268
15-64歳	95,853	47,413	48,440
65歳以上	32,078	13,378	18,700
(再掲)75歳以上	16,691	6,227	10,464

年齢3区別構成比(%)

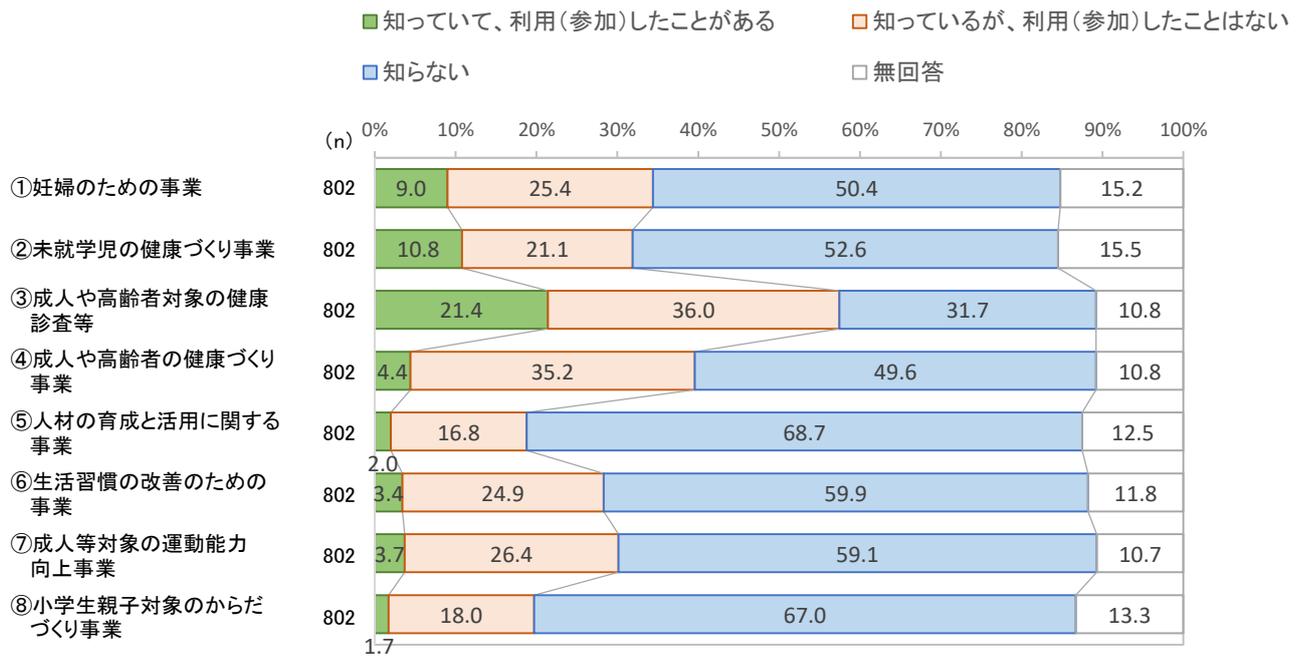
	計	男	女
総数	100.0	100.0	100.0
0-14歳	11.7	12.5	11.0
15-64歳	66.2	68.2	64.2
65歳以上	22.1	19.3	24.8
(再掲)75歳以上	11.5	9.0	13.9

出典：人口動態統計 各年 1月 1日現在

5 市民の健康意識

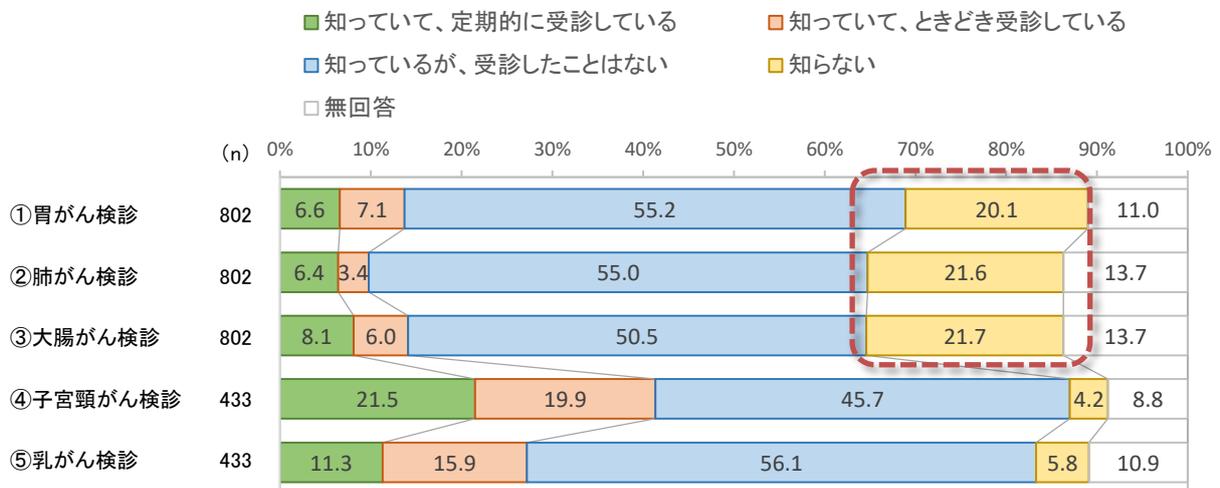
- 武蔵野市が行ったアンケートによれば、市が実施する健康づくり関連事業を利用（参加）したことがあるのは、「成人や高齢者対象の健康診査等」が 21.4%で最も多くなっています。一方、「知っているが、利用（参加）したことはない」や「知らない」という評価の事業が多くなっています。

【市が実施する健康づくり関連事業の認知】



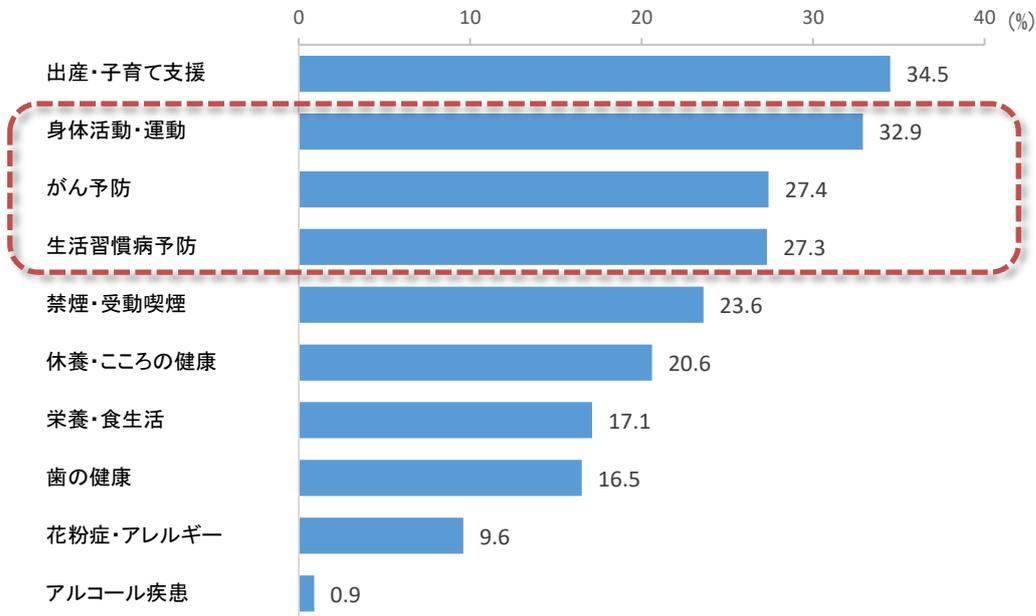
- がん検診を定期的に受診しているのは、「子宮頸がん検診」が 21.5%で最多です。「胃がん」「肺がん」「大腸がん」では 20%程度が「知らない」と回答しています。

【市が実施するがん検診の利用状況】



- がん検診については自由回答に「胃カメラ」「土日実施」の要望が見られます。
自由回答：胃カメラ、乳がんエコー検査の要望、20～50歳代の健康サポートなど
- 健康に関する市への重点要望としては、「身体活動・運動」が32.9%、「がん予防」、
「生活習慣病予防」が20%台となっています。

【重点施策要望(主なもの)】



出典：武蔵野市 市民の健康づくりに関するアンケート調査報告書（平成 29（2017）年 3月）

- 「平成 29（2017）年度市政アンケート調査」結果では、健康づくり事業は、重点施策としての要望は高くない（18施策中第11位）ものの、取組への評価は高い（18施策中第3位）事業となっています。また、評価は高齢者ほど高く、20・30代で低くなっています。

【評価施策(年代別)上位3項目】

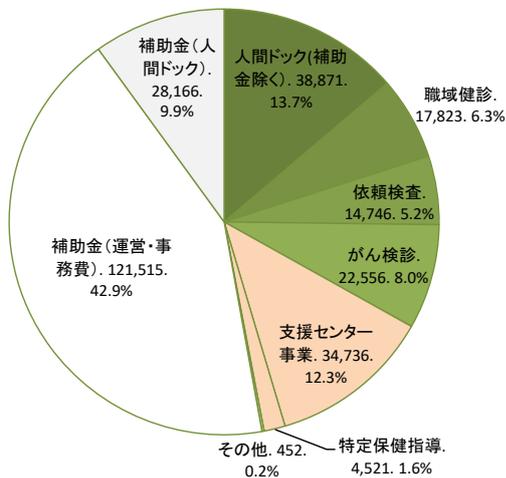
	20歳代以下(n=115)	30歳代(n=644)	40歳代(n=911)
第1位	市民活動・文化・生涯学習支援 (47.8%)	市民活動・文化・生涯学習支援 (41.3%)	市民活動・文化・生涯学習支援 (40.3%)
第2位	緑化推進 (27.8%)	放置自転車対策 (33.1%)	放置自転車対策 (35.1%)
第3位	放置自転車対策 (25.2%)	子育て支援 (28.7%)	健康づくり (22.5%)
	50歳代(n=911)	60歳代(n=953)	70歳以上(n=1,405)
第1位	市民活動・文化・生涯学習支援 (38.4%)	市民活動・文化・生涯学習支援 (36.8%)	健康づくり (35.6%)
第2位	放置自転車対策 (35.7%)	健康づくり (33.5%)	市民活動・文化・生涯学習支援 (33.9%)
第3位	健康づくり (24.7%)	放置自転車対策 (31.9%)	放置自転車対策 (27.3%)

出典：武蔵野市 平成 29（2017）年度市政アンケート調査報告書

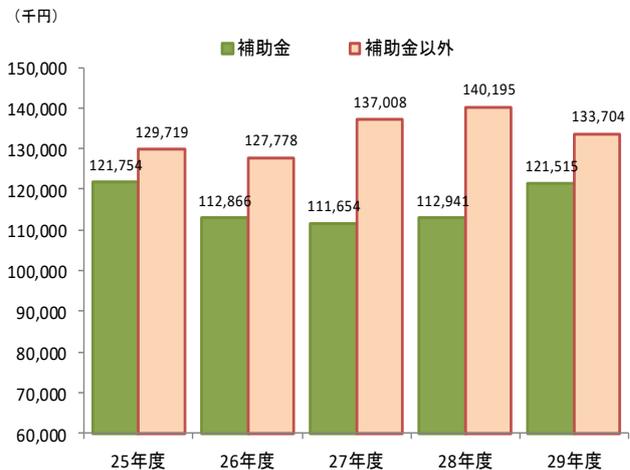
6 事業団収益と主要事業の課題

- 平成 29 (2017) 年度の事業団収益の内訳は、補助金 (53%)、人間ドック (14%、補助金除く)、支援センター事業 (12%) の 3 事業で約 8 割を占めています。

【平成 29 年度収益内訳】

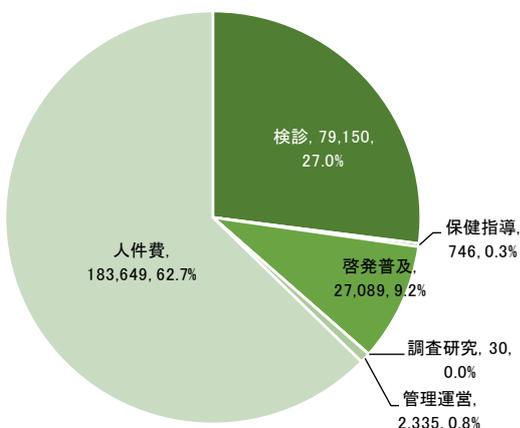


【収益内訳(2区分)の推移】



- 事業団の収支状況は、近年経常費用が経常収益を上回り、赤字の状況が続いています。経常収益は、自主事業収入及び検診受託収入が減少しているものの、支援センター事業受託収入及び運営費補助金の増により、平成 27(2015)年度以降微増となっています。経常費用も人件費の増により微増しています。収支差額については、平成 27 (2015) 年度以降漸減していますが、平成 29 (2017) 年度では、961 万円のマイナスとなっています。

【平成 29 年度経常費用内訳】



【経常収益・経常費用の推移】

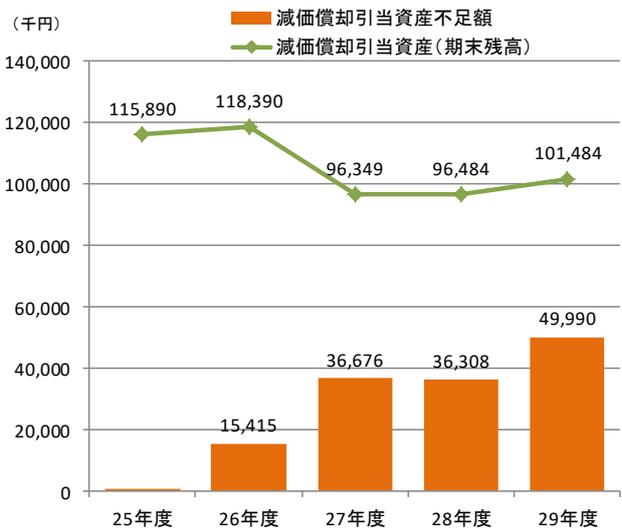


- 収益内訳の推移をみると、人間ドック、がん検診、依頼検査事業は収益減少、支援センター事業、特定保健指導は委託料等の増等により収益上昇傾向となっています。
- 検査機器を含む備品の更新のため、毎年減価償却費の積立を行っていますが、収支の状況により、必要額を積み立てられず、平成 29（2017）年度末現在、減価償却累計額に対し、約 5,000 万円不足しています。

【収益内訳の推移(補助金を除く)】

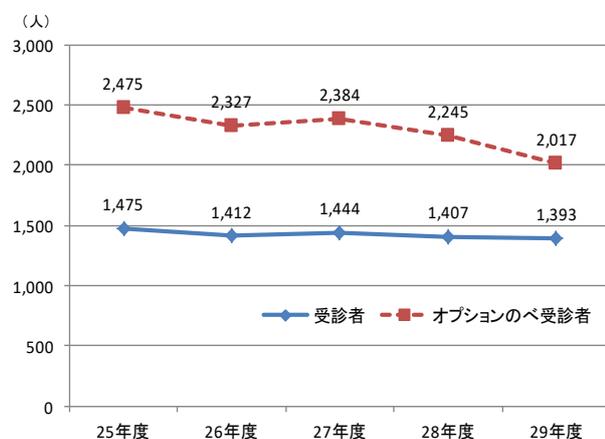


【減価償却引当資産の推移】

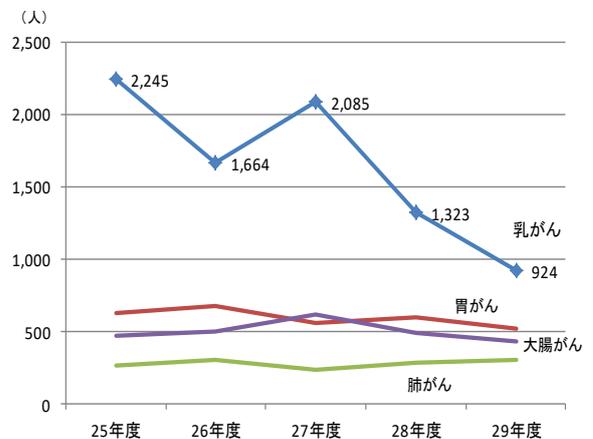


- 事業団収入の中核をなす人間ドック受診者数は、毎年 1,400 件前後で推移するも、若干減少傾向となっています。また、オプション検査受診件数は平成 27（2015）年度以降減少しています。
- 乳がん検診は、平成 28（2016）年度以降、複数の医療機関で検診が開始されたことにより、事業団での受診者数は、過去のピーク時に比べ半数以下に減少しています。

【人間ドック受診者数の推移】

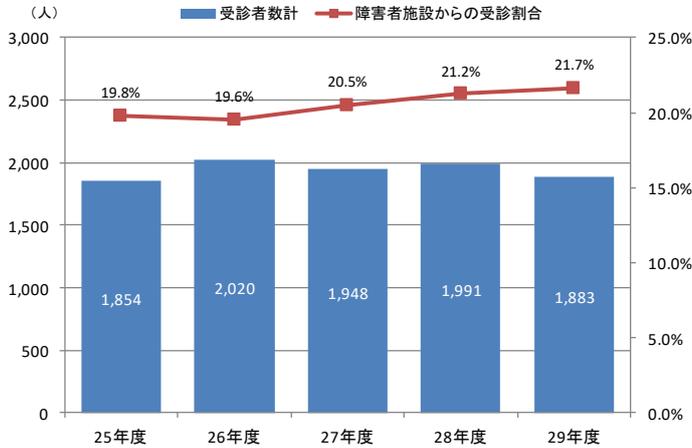


【がん検診受診者数の推移】

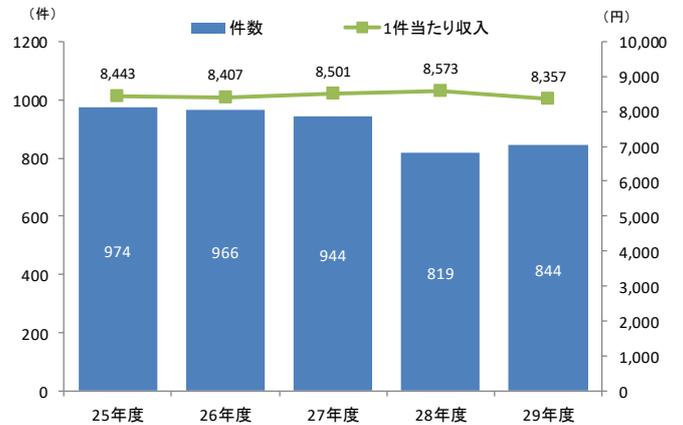


- 職域健診の受診者数はほぼ横ばいで推移していますが、障害者施設からの受診割合は上昇傾向が続いています。
- 依頼検査は平成 28（2016）年度以降 800 件台に減少しています。

【職域健診受診者数等の推移】

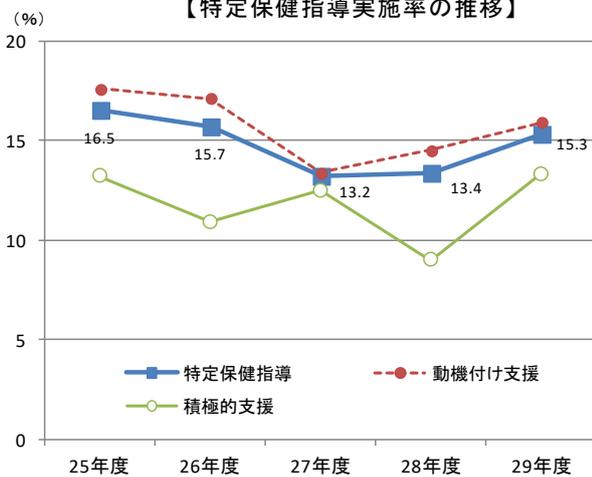


【依頼検査数と1件当たり収入の推移】



- 特定保健指導の利用状況は、平成 29（2017）年度 15.3%となっています。平成 28（2016）年度から平成 29（2017）年度にかけて動機付け支援、積極的支援ともに増加傾向となっています。

【特定保健指導実施率の推移】

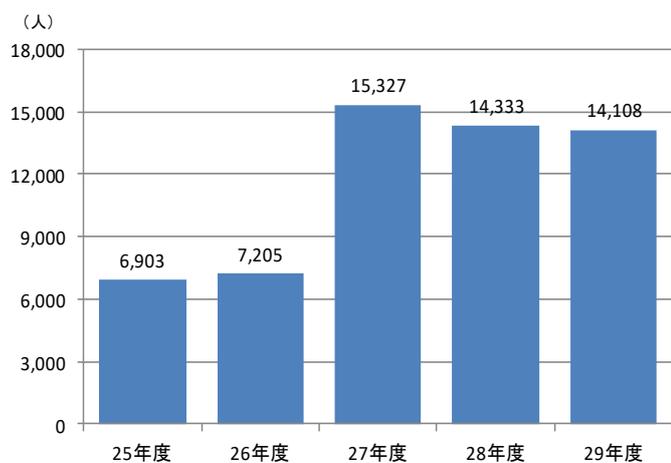


出典：武蔵野市市民部保険課

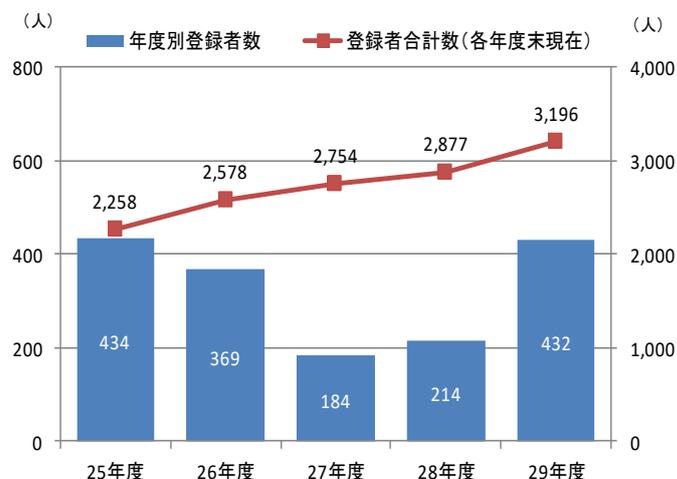
※上記特定保健指導実施率の推移のうち、事業団がその一部を受託して特定保健指導業務を実施したのは、平成 28（2016）年度及び平成 29（2017）年度です。

- 健康づくり支援センター事業総参加者数は、平成 27（2015）年度に健康づくり自主活動グループ立ち上げ支援試行事業（延べ 877 人）の実施等により、15,000 人を突破しましたが、その後は 14,000 人台で推移しています。
- 健康づくりはつらつメンバーの登録者数は、平成 27（2015）年度に 200 人を割り込んだものの、健康づくり推進員による取組み強化により、平成 29（2017）年度には 400 人台に盛り返しています。
- 健康づくりはつらつメンバーの登録者合計数は、平成 29（2017）年度末 3,196 人と年々増加しています。

【健康づくり支援センター事業総参加者数】

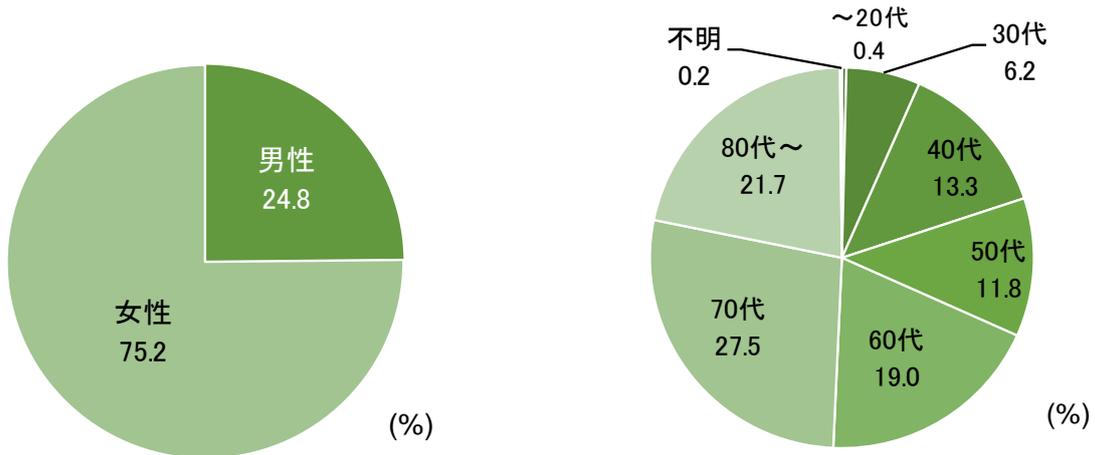


【健康づくりはつらつメンバー登録者数】

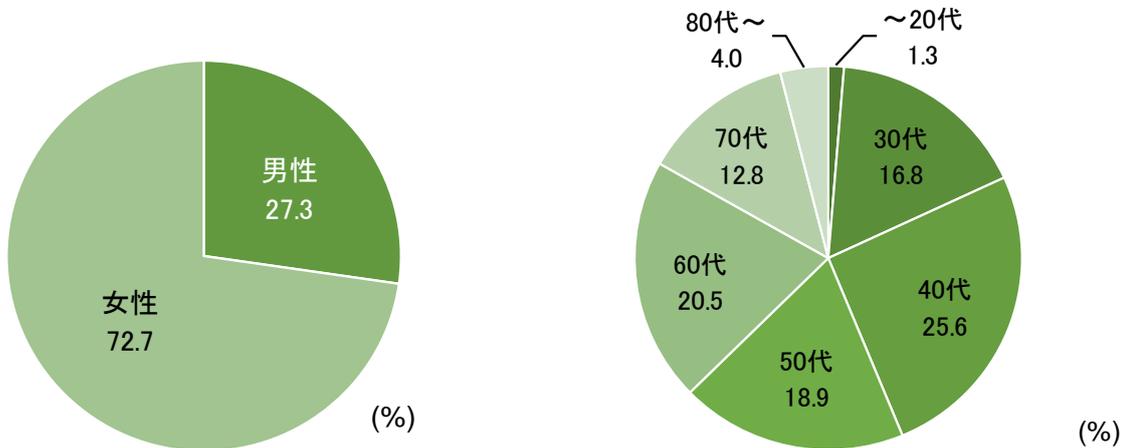


- 健康づくりはつらつメンバー（3,196人）の年代別の割合は、60代以上が7割近くを占めています。
- 健康づくりはつらつメンバーの割合の低い50歳代以下の年代層への情報発信を強化するため、平成29（2017）年度からメールマガジンを開始しました。メールマガジン登録者（297人）の構成を見ると、はつらつメンバーに比べ30～40歳代の登録割合が多い傾向が見られます。

【健康づくりはつらつメンバー登録者の構成（平成29年度末現在）】



【メールマガジン「むさしの健康づくり応援ニュース」登録者の構成（平成30年度末現在）】



第 3 章 事業計画の基本的な考え方

1 基本目標

誰もがいきいきと健康に暮らし続けられるまちを目指して

武蔵野健康づくり事業団は、武蔵野市とともに、第 4 期健康推進計画・食育推進計画等の市の健康施策の目標達成に向けて取り組めます。

2 基本視点

取組みに際しての基本視点として、以下の 3 つを掲げます。

基本視点

1

総合力と専門性を活かした公益サービスの提供

設立以来 30 年間にわたり培ってきた専門知識、ノウハウや一次予防・二次予防事業を担う事業団の総合力を活かして、質の高い公益サービスを提供します。

基本視点

2

多様化する利用者ニーズや環境変化への対応

多様化する利用者のニーズや事業を取り巻く環境の変化を的確に把握し、新たな課題に対応したサービスを提供していきます。

基本視点

3

地域との連携・ネットワーク推進の強化

地域や関係機関との連携・ネットワークを強化しながら、「自分の健康は自分で守ろう！」を実践する市民を増やしていくための環境づくりを進めます。

3 基本施策

基本目標の達成に向け以下の3つを基本施策として体系的に施策を推進します。

基本施策1

地域とのつながりを活かした市民の主体的な健康づくり活動への支援

健康寿命の延伸に向けて、「市民の健康づくりを応援する三本柱」とともに、専門性と地域とのつながりを活かしながら、市民の主体的な健康づくりを対象者層に合わせて支援します。

基本施策2

予防を重視した健康診査等による健康づくりの推進

がんや生活習慣病の予防及び早期発見・重症化予防のため、事業団の組織力や専門性を活かした健康診査や検診等により、自らの健康状態や生活習慣等の自己管理を支援します。

基本施策3

健康・地域医療に関する情報発信と連携・ネットワークの推進

健康づくりや地域医療の普及啓発のため、より効果的な情報発信と事業連携を図るために、市及び関係機関との連携・ネットワークを更に推進します。

4 施策の体系

区分：◎新規 ○拡充

基本施策	施策の方向性	区分	施策・事業
1 地域とのつながりを活かした市民の主体的な健康づくり活動への支援	(1) 三本柱の新体制確立と健康づくり支援の更なる推進	○	健康づくり推進員の育成・定着・マンパワーの確保と活動の活性化
		○	健康づくり人材バンクの人材確保と活用
		○	健康づくりはつらつメンバー登録制度の活性化
		◎	健康づくり応援（情報発信協力）パートナーと連携したフレキシブルな事業の推進
	(2) 対象者層に合わせた健康づくり支援と地域における健康づくりの推進	○	生活習慣病予防効果の高い年代層・子育て世代への支援
			高齢期の健康増進・介護予防の支援
		◎	共催事業から地域団体等の自主運営化の移行推進
		○	地域団体等との共催事業による地域の健康づくり啓発拠点づくりの推進
	○	地域への事業展開による市民の身近な健康づくりの推進	
2 予防を重視した健康診査等による健康づくりの推進	(1) 疾病の早期発見と予防を目的とした健康づくり支援	○	健康づくり支援センター事業（一次予防）と健診事業（二次予防）との連携強化
	(2) 市と連携したがん検診の環境づくり	○	受診率向上に向けた啓発・取組み
		○	精度管理の維持向上・精密検査受診勧奨
		◎	検診体制・検査方法等の進展への対応
	(3) 事業団の特性を活かした人間ドック事業の展開	○	受診者ニーズへの対応とサービス・アメニティの向上
		◎	人間ドックを活かした健康づくりの意識の向上
		○	利用促進に向けた情報の発信・広報強化
			人間ドック健診施設機能評価基準取得を目指した業務の改善
	(4) 事業団の特性を活かした職域健診の充実	◎	オプション検査の充実・健康経営への支援
			障がい者が安心して受診できる健診体制づくり
(5) データヘルス計画等に基づく保健指導の充実	○	特定保健指導の利用促進	
	◎	糖尿病重症化予防事業等の推進	
3 健康・地域医療に関する情報発信と連携・ネットワークの推進	(1) 効果的な情報発信	○	無関心層や時間のない市民に向けた情報提供
		○	広報媒体等の特性に応じた効果的な情報発信
			ムサシ DANくんを活用した広報
		○	市・団体等と連携した広報・啓発の情報発信
	(2) 市及び関連機関との連携強化	○	市医師会との連携強化・依頼検査による地域医療支援
		○	市歯科医師会・市薬剤師会との連携を強化した健康づくりの啓発
			市関連部署・関係団体事業との役割分担と効果的な事業連携の推進
	(3) 地域医療に関する啓発	○	かかりつけ制度・地域医療に関する情報提供・啓発
			市在宅医療・介護連携推進協議会と連携した啓発
	(4) 調査研究の充実		健診受診者の結果・傾向のデータ分析・活用
		○	一次・二次予防事業の実施機関としての利点を活かした効果的な事業の調査研究

第 4 章 施策の展開

基本施策

1

地域とのつながりを活かした 市民の主体的な健康づくり活動への支援

施策の方向性（1）三本柱の新体制確立と健康づくり支援の更なる推進

【現状と課題】

市民の主体的な健康づくりを専門性と地域とのつながりを活かして支援するため、市民の健康づくりを応援する三本柱「健康づくり推進員」、「健康づくり人材バンク」、「健康づくりはつらつメンバー」による健康づくりを推進しています。

健康づくり推進員は、地域の健康づくりの担い手として、地域と健康づくり支援センターを結ぶ大きな役割を担っています。今後、さらに健康づくりを推進していく基盤を強化していくためには、健康づくり推進員のマンパワーを確保し、育成・定着と活性化していく必要があります。

また、健康づくりを効果的に推進するためには、健康づくり人材バンクの専門性が要であり、各プログラムに対応できる一定人数の人材の確保が必要とされます。

平成 22（2010）年 4 月、武蔵野市の健康づくり支援センター事業が事業団に委託された際、「健康づくりはつらつメンバー」を「健康づくり情報発信協力パートナー制度」の中に位置づけるとともに、新たに民間企業・店舗による情報発信を拡大しました。

今後、市民の身近な健康づくり支援を更に推進していくためには、健康づくりはつらつメンバー登録制度の活性化とともに、健康づくり情報発信協力パートナー店（民間）との連携によるフレキシブルな事業を推進していく必要があります。また、「健康づくり情報発信協力パートナー制度」と健康づくりの三本柱との位置づけ等についてもあらためて整理する必要があります。

< 市民の健康づくりを応援する三本柱 >

健康づくり推進員	市民公募による 21 名の健康づくり推進員が、7 名ずつで東、西、中央地区を担当し、市民と支援センターとの懸け橋として健康づくり情報の発信、地域ニーズの集約、健康づくり講座の企画運営等により、「自分の健康は自分で守ろう！」を実践する市民を増やすための活動を地域とのつながりの中で行っています。
健康づくり人材バンク	保健師・管理栄養士・健康運動指導士等の健康づくりの専門的知識を有する人材の登録制度です。健康づくり講座の講師等としてプログラムの作成実施等により、健康づくりを専門的に支援します。
健康づくりはつらつメンバー （健康づくり普及員）	健康づくりはつらつメンバー（市民の登録制度）：自ら健康づくりを実践する市民を応援する登録制度です。更に、ご家族や周りの方にも広く伝えていただくことも目指しています。

【今後の方向性】

- 三本柱のうち「健康づくりはつらつメンバー」と地域団体を含む「健康づくり情報発信協力パートナー」とを合わせた形で名称、括り方を整理し、三本柱を見直します。

健康づくりパートナー	<p>①健康づくりはつらつメンバー（市民の登録制度）：自ら健康づくりを実践する市民を応援する登録制度です。更に、ご家族や周りの方にも広く伝えていただくことも目指します。</p> <p>②健康づくり応援パートナー（旧名称：健康づくり情報発信協力パートナー）（事業者・団体等）：市民の身近な店舗等での、ポスター掲示・チラシ配布等の情報発信、物品の協賛、健康講座のコラボなどにより、健康づくりを推進します。</p>
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 市民の健康づくりを応援する三本柱のマンパワー確保と活性化を図り、専門性と地域とのつながりを活かした健康づくり活動の展開を軸に、市民の主体的な健康づくりの支援に更に力を入れて取組みます。
- 市民の健康づくりを応援する三本柱の、武蔵野市独自の取り組みとしての意義、目的、方法等、あるべき姿を明確にするとともに、外部への周知を強化します。

施策・事業	区分	主な取組内容
健康づくり推進員の育成・定着・マンパワーの確保と活動の活性化	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員研修計画を策定し実施します。 ・推進員のマンパワー確保・定着について対策を検討・実施します。（制度の充実、推進員同士の仲間づくり、地域コミュニティ協議会からの推薦制度の検討等）
健康づくり人材バンクの人材確保と活用	拡充	<p>【制度】健康づくり人材バンク登録制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師・管理栄養士・歯科衛生士等を確保します。 ・各プログラムに対応できる新規登録者の一定人数を確保します。 ・専門性やスキルを更に活かすための検討を行います。
健康づくりはつらつメンバー登録制度の活性化	拡充	<p>【制度】はつらつメンバー登録制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はつらつメンバー登録制度の周知及び登録を推進します。 ・制度の活性化と特典の更なる検討を行います。 ・評価及びニーズ調査のためのアンケートを再考します。
健康づくり応援（情報発信協力）パートナーと連携したフレキシブルな事業の推進	新規	<p>【制度】パートナー制度、はつらつメンバー登録制度</p> <p>【事業】健康づくり共催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナー店舗の利用特典（健康づくりはつらつメンバー限定クーポン）付き広告掲載等、パートナーとの協力体制について検討・実施します。 ・チラシ・ポスターの設置協力に加え、新たな企画及び事業を検討・実施します。 ・効果的な共催事業を、新規及び継続実施し、健康づくり啓発の拠点づくりを推進します。

施策の方向性（２）対象者層に合わせた健康づくりの支援と 地域における健康づくりの推進

【現状と課題】

支援対象を全世代として、ライフステージやライフスタイルなどに応じたバラエティ豊かなプログラムを提供しています。

生活習慣病の予防効果の高い年代からの生活習慣改善への取組みについて、若い年代から、壮年・中年期への健康づくりの支援にも力を入れていく必要があります。年齢だけに限らず、子育て期や働き盛りの世代等、生活スタイルも個人で異なることから、対象者層に合わせた健康づくりの支援が必要とされています。

また、超高齢社会に向かうなかで、生活の質の向上、健康寿命延伸に向けて健康の維持増進、介護予防、ロコモティブシンドロームやフレイル等の予防・改善のための啓発・取り組みも重要となっています。

更に、健康日本 21 の目標に掲げられている「健康寿命の延伸、健康格差の縮小」や、2025 年問題を鑑みても、健康づくりに関心の薄い層や、大切だと思いながら実践に至っていない層へのアプローチを推進し、「自分の健康は自分で守ろう！」を実践する市民を増やしていくことが重要です。

そのために事業団ならではの役割として、健康づくり推進員や健康づくり人材バンクとともに、専門性と地域とのつながりを活かした、地域の身近な健康づくりを更に推進していく必要があります。

【今後の方向性】

- 年齢を区切って実施したほうが効果のある事業については、ライフステージに応じた健康づくりを支援するため、プログラムの内容や効果的なPRを工夫します。
- 健康づくりに関心の薄い層や、大切だと思いながら実践に至っていない層へのアプローチを推進していくため、健康づくり推進員や健康づくり人材バンクとともに、専門性と地域とのつながりを活かした、地域の身近な健康づくりを更に推進していきます。
- 子育て期や働きざかり世代等、対象者層の健康課題に合わせた効果的なプログラム・事業を充実させていきます。
- 高齢期に健康で自立した生活を送るため、介護予防、ロコモティブシンドローム及びフレイル予防・改善のための効果的なプログラム・事業を実施していきます。
- 地域団体との連携による共催事業の実施や、共催事業から自主運営への移行をコミュニティ協議会以外の団体等にも広げ、身近な地域での健康づくり啓発の拠点づくりを進めます。
- 市民の身近な健康づくりを推進するため、支援センター主催事業を健康づくり推進員とともに地域で展開していきます。

施策・事業	区分	主な取組内容
生活習慣病予防効果が高い年代層・子育て世代への支援	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の罹患率は40歳以降に増加することから、特に若い年代に対する働きかけ（事業実施・情報提供・PR等）に力を入れていきます。 ・主催事業及び地域展開において、生活習慣病の発生率の上がる前の、生活習慣病の予防効果の高い、若い世代の啓発支援を更に充実させていきます。 ・託児付き、親子参加型、共催等での身近な場所での定期講座実施など、子育て中でも参加しやすい講座の工夫を行い、若い世代への働きかけに力を入れます。
高齢期の健康増進・介護予防の支援		<ul style="list-style-type: none"> ・加齢による筋力低下や低栄養を防ぐため、健康維持増進、介護予防のための啓発・取り組みを工夫して実施します。 ・ロコモティブシンドロームやフレイル等の予防・改善のためのプログラム・事業を実施します。 ・健康づくりのきっかけになる取り組みとともに、講座参加者等の健康づくりの継続を支援する取り組みを検討実施します。
共催事業から地域団体等の自主運営化の移行推進	新規	<p>【事業】健康づくり応援パートナー連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ協議会との共催事業から自主運営に移行する団体を増やし、市民の身近な地域での健康づくり啓発の拠点づくりを推進します。 ・コミュニティ協議会以外の地域団体等との共催事業についても、自主運営への移行を検討実施します。
地域団体等との共催事業による地域の健康づくり啓発拠点づくりの推進	拡充	<p>【事業】健康づくり共催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ協議会及び地域団体等（応援（情報発信協力）パートナー等）との効果的な共催事業を、新規及び継続実施し、健康づくり啓発の拠点づくりを推進します。
地域への事業展開による市民の身近な健康づくりの推進	拡充	<p>【事業】インボディ測定会、ウォーキング教室他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援センター主催事業を健康づくり推進員の地域とのつながりや、活動のノウハウを活かして地域で展開し、市民の身近な健康づくりを更に推進します。

施策の方向性（１）疾病の早期発見と予防を目的とした健康づくり支援

【現状と課題】

事業団の特長である、一次予防と二次予防の連携による健康づくり支援について、健康増進事業と健診事業との連携をさらに強化して、事業団の特長を活かしながら地域の健康課題へ対応した事業を推進していく必要があります。

「血圧科学セミナー」などの生活習慣改善教室について、講座参加者が少ないことから周知や参加要件、講座内容等の見直し等、参加促進のための取り組みが必要です。

【今後の方向性】

- 一次予防（健康増進）及び二次予防（健康診査）の両事業を実施している事業団ならではの、予防を重視した健康づくりの支援と健康診査の連携を強化して推進することについて検討し、市民の健康課題への対応を図ります。
- 一次予防及び二次予防の連携事業の展開について、市の関連部署や関係機関等と連携して検討します。

施策・事業	区分	主な取組内容
健康づくり支援センター事業（一次予防）と健診事業（二次予防）との連携強化	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・支援センター事業参加者や健診・検診受診者へ事業団で実施している両事業に関する周知・情報提供を強化します。 ・一次・二次予防事業双方へ参加した者へのインセンティブ付与による利用促進について検討します。 ・ニーズに応じて、高血圧症・骨粗しょう症・糖尿病等の生活習慣病の予防を目的とした健康づくり講座を検討します。 ・健診結果等から生活習慣改善が必要な方に、生活習慣病の予防・改善につながる講座の開催や情報提供等について検討します。

施策の方向性（２）市と連携したがん検診の環境づくり

【現状と課題】

事業団では武蔵野市からの委託を受けてがん検診を実施しています。受診率向上を図るため、平成 28（2016）年度から、平日に加え、土曜日にがん検診を実施し、平成 30（2018）年度からは、土曜日以外でも同日に複数のがん検診を受診できるよう受診機会を増やす取り組みを行っています。今後、さらに受診しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

がん検診による死亡率減少のために、精密検査が必要と判定された受診者に対して、結果説明や精密検査への受診勧奨を行っています。

精密検査が必要でも結果説明に来られない方もあり、受診勧奨の進め方、アプローチ方法など工夫が必要です。

がん検診の実施にあたっては、利用者が信頼し安心して受診できるよう、検診の精度管理の徹底が求められます。

がん検診を実施する機関や実施方法などについて市で検討が行われており、市と連携して適切で柔軟ながん検診への対応が求められています。

胃がん検診について、国の方針により、バリウム X 線検査に加え、胃内視鏡による検査方法が認められたことから、今後、新たな検査方法への対応について検討が必要です。

【今後の方向性】

- がん検診の受診率向上のため、市と連携してがん検診の有効性等を含めた啓発・情報発信を行います。また、事業団において、受診者が検診を受けやすい環境づくりや効率的な方法等についてさらに検討し、受診率向上に向けた取り組みに努めます。
- がん検診の精度管理の維持向上を図るとともに、がん検診により精密検査が必要と判定された受診者への事後フォローを強化します。
- がん検診実施に関する市の方針を把握して、事業団として実施可能な対応策等について検討し取り組みます。
- 申し込みの受け付けを含め、結果説明まで一括して受託する等、より効率的に事業を実施する方法等について検討します。

施策・事業	区分	主な取組内容
受診率向上に向けた啓発・取組み	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・市と連携して、がん検診の有効性等検診の啓発・情報発信について検討・実施します。 ・受診しやすい環境づくりに向けた取組みを検討・実施します。
精度管理の維持向上・精密検査受診勧奨	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診ガイドラインに沿った精度管理の維持・向上を図ります。 ・精密検査未受診者への受診勧奨・事後フォローの強化を行います。
検診体制・検査方法等の変化への対応	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・市のがん検診体制に合わせた対応について検討・実施していきます。 ・市のがん検診検査方法に対応した検査の実施・機器の整備について検討・実施していきます

施策の方向性（３）事業団の特性を活かした人間ドック事業の展開

【現状と課題】

人間ドック事業は、事業団発足時からの主力事業であり、市民の健康管理の一端を担っています。平成 28（2016）年度から、人間ドックの予約を半年前から一年前に拡大し、平成 29（2017）年度からは託児付きでの実施など、受診者サービスの向上に努めていますが、利用者アンケート等では、胃部検査に内視鏡を希望する声も寄せられています。

市の補助事業である人間ドックは、平成 24（2012）年に補助金が見直され、受診者の利用料金が上がって以降、受診者数が減少傾向となっています。

人間ドックは現在、他の病院等においても行われており、公益法人が実施する事業として、また市の補助対象事業として、一次予防及び二次予防の双方を担う事業団の特性を活かした人間ドック事業の展開が求められています。

【今後の方向性】

- 受診者ニーズを把握して受診者の視点に立ったサービス向上を図ります。
- 託児付きでの実施拡充等、普段利用しづらい受診者が利用しやすい環境づくりに努めます。認知症や障がいがあっても、誰もが受診しやすい環境づくりに努めます。
- 健診施設に相応しいアメニティ及び利便性の向上に努めます。
- 人間ドックを通じて、健康への関心を高め、生活習慣の改善や健康管理等セルフケア（自己管理）を支援するよう、事業団の特性を活かした一次予防事業と連携した人間ドックについて検討し、他の病院での人間ドックや他の健康診査との差別化を図ります。
- 受診者の増加を図るため、健診の有効性や事業団での人間ドック受診のメリット等、インセンティブを明確にしたPRの工夫と市と連携したPR等について検討します。
- 受診者が安心して健診を受けられるように、更なる業務改善を図ります。

施策・事業	区分	主な取組内容
受診者ニーズへの対応とサービス・アメニティの向上	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・受診者のニーズを把握し、サービスや利便性の向上に向けて検討・実施します。 <p>【検討項目】</p> 申込・受付・料金・支払・検査項目・オプション検査・検査運用・体制・託児・食事券・施設環境等
人間ドックを活かした健康づくりの意識の向上	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・受診者への健康づくり支援センター事業の紹介、健康講座の提供等、健康意識の向上と生活習慣改善の具体的な取り組み方に関する情報提供について検討します。 ・人間ドックの健診と健康増進事業とを連携させた特色のある事業について検討します。
利用促進に向けた情報の発信・広報強化	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・精度の高い人間ドックの特長や健康づくりに関する情報を得られるメリット等、インセンティブを明確にしたPRを検討・実施します。 ・健診事業と健康増進事業における相互のPRや市と連携したPR等について検討・実施します。 ・PRから申込みへつながる仕組み、メール予約等を検討します。
人間ドック健診施設機能評価基準取得を目指した業務の改善		<ul style="list-style-type: none"> ・日本人間ドック学会人間ドック健診施設機能評価を基準に業務改善を図ります。

施策の方向性（４）事業団の特性を活かした職域健診の充実

【現状と課題】

職域健診は、主に地域内の事業所が事業主として実施する健康診査で、事業団の自主事業の一つです。地域の健康を支える一翼を担っています。

事業団の特長として、市内福祉施設の職員や利用者等、障がいをお持ちの方への健康診査や健康相談・保健指導を実施しています。

限られた健診枠のため、他の健診・検診等との実施時期や人数等との調整が課題です。

近年、健康経営や職域健診におけるがん検診が注目されており、オプション検査項目等、対応について今後検討が必要です。

【今後の方向性】

- 職域健診におけるがん検診等の動向を注視し、オプション検査項目等について検討します。
- 地域の事業者のニーズに合わせて、職域健診の実施枠の拡大を検討するとともに、受診しやすい環境づくりを進めるため、事務改善を含めたサービスの向上に努めます。
- 健康経営を指向する事業者の健康づくりの取り組みを支援します。
- 障がいをお持ちの方の健康診査について、利用者が安心して受診できる環境づくりや生活習慣改善に向けた支援をさらに進めていきます。

施策・事業	区分	主な取組内容
オプション検査の充実・健康経営への支援	新規	・オプション検査項目・運用について検討します。 ・健康経営を指向する事業者のニーズに合った健康づくり支援を検討・実施します。
障がい者が安心して受診できる体制づくり		・障がいのある方でも安心して受診できる、利用者に寄り添った健診を実施します。 ・障がいのある方に、個々の健診結果に応じて、わかりやすく実践につながるような個別指導を行います。

施策の方向性（５）データヘルス計画等に基づく保健指導の充実

【現状と課題】

武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第３期武蔵野市特定健康診査等実施計画に基づき、市は国民健康保険の保険者として、被保険者の生活の質の維持・向上を図りながら医療費の伸びを抑制するため、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。事業団は、市からの委託を受けて、市国民健康保険被保険者のうち特定健康診査の結果データから生活習慣の改善が必要な方へ特定保健指導を行っています。

上記計画の下、特定保健指導の利用者をさらに増やし、実施率を向上させることや、糖尿病重症化予防のための保健指導の取組み等について求められています。

【今後の方向性】

- 武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第３期武蔵野市特定健康診査等実施計画と連携しながら、特定保健指導の利用促進、実施率の向上と糖尿病重症化予防事業の保健指導について検討・実施していきます。

施策・事業	区分	主な取組内容
特定保健指導の利用促進	拡充	・市国民健康保険被保険者を対象にした特定保健指導の利用促進に向けた方策について検討・実施します。
糖尿病重症化予防事業等の推進	新規	・市国民健康保険被保険者を対象にした糖尿病重症化予防事業に関する保健指導の取組みについて検討・実施します。

施策の方向性（１）効果的な情報発信

【現状と課題】

事業団では、市民への情報発信として、ホームページやフェイスブックの運用に加え、事業団広報誌の全戸配布やツイッター、メールマガジンの配信、健康づくり推進によるPR等、様々な方法で取り組んでいます。

更に効果的な情報発信のためには、事業団ホームページの活用・リニューアルをはじめ、発信する内容の充実と受け手に応じた効果的な提供方法が必要です。

健康増進事業と健診事業の相互に連携した情報共有による取組みも有効です。

事業団キャラクター「ムサシDANくん」が地域のイベントに参加し、事業団と健康づくりをPRしていますが、更に効果的な活用が求められています。

【今後の方向性】

- 健康づくりに対する関心が薄い層や、関心があっても取組みに至っていない市民へ、健康づくりに対する関心と取組みのきっかけとなる情報を充実させ提供します。
- 広報・情報誌の他、市報、ホームページ、SNS など、受け手に合わせ、様々な媒体の特性を活かした情報発信により、情報を届きやすくします。
- 健康増進事業と健診事業の相互の情報共有を強化し、相互に連携したPRの効果により情報発信力を高めます。健康づくり推進員によるPRを推進します。
- 広報・情報発信にムサシDANくんのキャラクターを更に活用していきます。
- 市関連部署や関係団体等と連携した健康づくりに関する情報発信・啓発の推進について検討・実施します。

施策・事業	区分	主な取組内容
無関心層や時間のない市民に向けた情報提供	拡充	・健康づくりに対する関心を高め、取り組むきっかけとなるような情報を充実させ提供します。
広報媒体等の特性に応じた効果的な情報発信	拡充	・インターネット、SNS、広報・情報誌、FM放送、ケーブルTV等、各媒体の特性を受け手に合わせて効果的に使い分けます。 ・受け手に伝わりやすい効果的な情報発信のため、民間事業者の活用についても検討します。 ・健康づくり推進員によるPR活動を推進します。 ・健康増進・健診事業の相互に連携したPRを強化します。

施策・事業	区分	主な取組内容
ムサシDANくんを活用した広報の検討		・イメージキャラクターの効果的な活用方法について検討・実施します。
市・団体等と連携した広報・啓発の情報発信	拡充	・市関連部署や関係団体等との連携による情報発信・啓発推進について検討・実施します。

施策の方向性（２）市及び関連機関との連携強化

【現状と課題】

武蔵野市の健康施策の一端を担う事業団は、地域住民への情報提供や普及啓発、各種事業を展開するうえで、市や市関係団体との連携が不可欠です。

医師会との連携による依頼検査事業は、検査件数の減少傾向が続いています。あらためて地域医療への支援のあり方について、ニーズの把握とその対応が必要とされています。また、今後、健康・地域医療に関し、事業団に求められる役割を果たしていくためには、武蔵野市医師会をはじめ、三師会との連携強化が求められます。

地域の健康づくり支援を一層進め、広げていくためには、健康づくり推進員を中心に、コミュニティ協議会をはじめ、地域の様々な団体との更なる連携が必要です。

一方で、事業団が取り組む事業において、市や関係団体が行うものとの区分や役割分担を明確にすることも、より効率的・効果的に実施するために必要です。

【今後の方向性】

- 依頼検査をはじめ、市医師会との連携を強化して事業団として行える地域医療の後方支援について検討します。
- 市歯科医師会・薬剤師会と学術講演会のほか、より連携を活かした取り組みについて検討します。
- 市や関係団体と役割を明確にしながら、連携協力してより効率的・効果的な事業に取り組みます。

施策・事業	区分	主な取組内容
市医師会との連携強化・依頼検査による地域医療支援	拡充	・依頼検査をはじめ、市医師会との連携強化、地域医療の後方支援について検討します。
市歯科医師会・市薬剤師会との連携を強化した健康づくりの啓発	拡充	・市歯科医師会・市薬剤師会との連携による学術講演会その他、健康づくり情報発信・啓発について検討・実施します。

施策・事業	区分	主な取組内容
市関連部署・関係団体事業との役割分担と効果的な事業連携の推進		・市や関係団体の同種事業について、実施目的・意義・役割分担を明確化した事業区分・連携の推進について検討・実施します。

施策の方向性（３）地域医療に関する啓発

【現状と課題】

事業団は武蔵野市が推進する在宅医療・介護連携推進事業の取組みの一つである、在宅医療と介護の連携に関する地域住民への情報提供、普及・啓発の一端を担っています。

平成 26（2014）年「武蔵野市地域医療のあり方検討委員会」において、在宅医療の推進に関し、事業団による情報の収集・集約・発信等の取り組みが求められています。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるために、事業団が市民と医療機関、介護等の民間事業者をつなぐ役割を果たし、啓発リーフレットによる情報提供をはじめ、今後、さらに市の在宅医療・介護連携推進に関する情報について、市民への普及・啓発活動を行っていく必要があります。

【今後の方向性】

- 市、医師会をはじめとした関係機関・団体と連携・協力し、在宅医療等に関する情報の収集・集約・発信を充実させ、かかりつけ医・歯科医、薬剤師（薬局）等、地域医療に関する情報を市民にわかりやすく提供します。
- 市民への啓発にあたり、武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会と連携して取り組みます。

施策・事業	区分	主な取組内容
かかりつけ制度・地域医療に関する情報提供・啓発	拡充	・かかりつけ医・歯科医、薬剤師（薬局）を持つことの大切さに関する情報発信・啓発を行います。
市在宅医療・介護連携推進協議会と連携した啓発		・市在宅医療・介護連携推進協議会との連携を軸にした地域医療に関する市民啓発を進めます。

施策の方向性（４） 調査研究の充実

【現状と課題】

健康づくりに関する調査研究は事業団の定款事業の一つであり、調査研究の結果を外部へ情報提供することが事業団の果たす役割の一つでもあります。

今後、一次予防及び二次予防事業を実施する機関として、健診事業や健康増進事業等のデータ等に基づく調査研究を充実させ、生活習慣病の予防等、市民の健康管理に役立つ情報を提供していくとともに、健康増進事業へ反映する必要があります。

【今後の方向性】

- 人間ドック・職域健診その他の健診結果データや健康増進事業参加者の測定データ等から生活習慣病予防、健康維持増進に活かすための調査研究及び情報提供、事業への反映について検討します。

施策・事業	区分	主な取組内容
健診受診者の結果・傾向のデータ分析・活用		・健診受診者の健診結果データに基づく生活習慣病の予防等、健康づくりに関する調査研究に関して検討・実施します。
一次・二次予防事業の実施機関としての利点を活かした効果的な事業の調査研究	拡充	・一次・二次予防事業の実施機関としての利点を活かした効果的な事業等の調査研究と事業への反映について検討します。 ・健診後の生活習慣改善プログラムの整備について検討します。

第 5 章 組織・経営計画

事業団の収支は、主力事業の人間ドック及びがん検診の受診者数の減少傾向等により、ここ数年赤字で推移しています。事業団の運営に関しては、平成 22（2010）年、武蔵野市財政援助出資団体在り方検討委員会において、「収益の確保」、「補助の在り方」等の課題について指摘を受けています。

事業団の職員構成については、医療等の専門職の比率が高く、職員数は小規模であり、その人材確保並びに計画の目標達成に向けて更なる人材の育成が不可欠となっています。

今後 6 年間を見通し、持続可能な組織として、経営力の強化を図り、収支の改善と団体としての自立性を高めていく必要があります。

1 健全な財務運営を目指します

【現状と課題】

- 事業団の収入は、主に自主事業による収入（7,144 万円、25.2%、平成 29（2017）年度実績、以下同じ）と、市からの受託事業による委託料収入（6,181 万円、21.8%）及び補助金収入（1 億 4,968 万円、52.8%）により構成されており、補助金及び委託料が全体の 4 分の 3 を占めています。
- 自主事業収入は、人間ドック及び職域健診の健診事業と市内医療機関からの依頼検査などの検査事業による収入です。人間ドックは、近年受診者数の減少傾向による減収が続いています。
- 受託事業であるがん検診では、複数の医療機関で検診が行われるようになった乳がん検診の受診者数減少等により、受託検診事業収入も減収となっています。
- 経常費用は、人件費（1 億 8,365 万円、62.7%、平成 29（2017）年度実績、以下同じ）及び人件費を除く健診・検診事業費（7,915 万円、27.0%）、啓発普及事業費（2,709 万円、9.2%）、管理運営費（234 万円、0.8%）等に分けられますが、人件費の増等により、微増の状況です。
- 財務状況については、資金収支は均衡しているものの、検査機器の更新に係る減価償却費を含めた経常収支では、平成 24（2012）年度以降、当期経常増減額がマイナスの状況が続いています。
- 自主事業及び受託事業における受診者数は、事業団の財務に影響を及ぼすことから、今後、自主事業・受託事業ともに、取組みの工夫をより一層強化することで、受診者及び収入を確保するとともに、経常費用の削減、適正な受益者負担の設定に努めることなどにより、健全な財務運営に向け、段階的に収支を改善していく必要があります。
- 人間ドック事業は、市民の健康管理の一端を担っていますが、一方で他の病院等でも実施されており、公益法人が実施する事業として、また、市の補助対象事業として、一次予防及び二次予防の双方を担う事業団の特性を活かした事業展開が求められています。

(1) 自主事業の新たな展開の検討と自主財源の確保

【 今後の方向性・取組 】

- ・人間ドック受診者の増加に向け、広報強化等により新規利用者を増やすとともに、一度利用された方がリピーターにつながるよう受診者の満足度の高いサービスの提供、安心して受診できる環境づくりに努めます。
- ・人間ドックを通じて、生活習慣の改善や健康管理等セルフケア（自己管理）を支援するよう、一次予防事業との連携を図った事業団の特性を活かした特色のある人間ドック事業について検討し、他病院等の人間ドックとの差別化を図ります。
- ・人間ドック利用者へのアンケートにおいて、胃内視鏡による検査を希望する方が多いこと、胃がん検診の検査方法として国の指針で胃内視鏡による検査が認められたことから、胃内視鏡検査の導入について検討していきます。
- ・人間ドックにおけるオプション検査の項目追加や申し込み期限の見直し、利用料金のセット割引、選べる食事券など、サービス向上に向けて検討するとともに、レディースデーや託児付きドックの日を設けるなど、受診者層のニーズに合わせた利用しやすい環境整備について検討し、取り組みます。
- ・市内民間事業所における健康づくりを支援するため、職域健診の周知に努めるとともにオプション検査の実施や依頼検査について医療機関のニーズを把握し、検査項目を充実させるなど、事業者や地域医療の支援に向けて検討していきます。
- ・経常費用の削減に努めるとともに、各種健診・検診の受診料については、診療報酬（保険点数）や近隣健診機関の料金設定、又は社会情勢などを考慮し、検査内容・項目等を精査し、受診料の値上げを含め、設定料金の適正化を図ります。
- ・利用者ニーズに合った事業を実施するためにも、料金設定および支出の見直し等とともに付加サービスについて受益者負担を検討します。

(2)委託料・補助金の確保に向けた協議

【 今後の方向性・取組 】

- ・がん検診の受診率向上に向けて、市と連携しながら受診しやすい環境づくりや効率的な方法等について検討し、取り組めます。
- ・がん検診など、申込受付から検診、結果発送・説明までを一括受託による効率的な事業実施について検討し市へ提案していきます。
- ・自主・受託事業による収入確保に努めるとともに、検査機器の減価償却費に係る財源の確保について、機器の保有のあり方を含め、市と協議を行っていきます。
- ・医師の確保について、今後さらに困難さが見込まれるため、医師の処遇改善について検討するとともに、財源確保について市と協議を行っていきます。

2 計画的な検査機器の整備更新を図ります

【現状と課題】

- 事業団では、がん検診や人間ドックのほか、職域健診、地域医療機関からの依頼検査等の各種検査に用いる検査機器を保有しています。
- 保有する検査機器のうち、取得価格が1台あたり1千万円以上の高額機器は、ヘリカルCT、胃部エックス線バリウム検査機器、胸部エックス線検査機器、乳房エックス線検査機器で合計1億636万円、全体（有形固定資産定額償却分）の取得価格、1億5,231万円（平成29（2017）年度末現在）の約7割を占めています。
- 各種検査機器の更新は、検査機器や検査方法等の進展に応じた機器の整備や、機器の品質、有効性及び安全性の確保等のために不可欠であり、原則10年で機器の更新を行っています。
- 検査機器の更新は、毎年見直し作成する更新計画に基づき行うとともに、必要な減価償却費の積立を行っています。
- 財務状況により、近年減価償却積立額が必要額に対し不足しており、収支改善が課題となっています。
- 胃がん検診において内視鏡による検査が認められたこともあり、新たな検査機器導入に関する課題について検討する必要があります。
- 保健センター改修工事が検討されていることから、改修工事の実施時期を踏まえて、更新計画を調整する必要があります。

【 今後の方向性・取組 】

- ・事業団の保有する検査機器は、市や地域医療機関と連携しながら市民の健康を守るとともに地域医療を支援する役割を果たしていくうえで、必要不可欠なものです。
- ・今後も市や医師会と連携しながら、事業団で実施する各種健診・検診事業において将来の事業展開を見据えた必要な検査機器の計画的な整備更新を行います。機器の保有のあり方については、引き続き市と協議を行い、適切な整備更新を図っていきます。
- ・事業団を取り巻く厳しい財務状況の中で、今後さらに財務の改善に注力する必要がある、検査機器の更新にあたっては、機器の稼働率や検査のニーズ、検査方法等の進展等の状況を踏まえ、保有する機器や台数を見直していきます。
- ・人間ドック利用者から要望の多い新たな検査機器について、市民、市、医師会等の全体のニーズを把握し、導入の可能性を市と協議します。
- ・保健センター改修工事の実施時期も考慮しながら、上記による必要な検査機器の更新・整備計画の作成と見直しを進めます。

3 人材の確保・育成と働きがいのある職場づくりを進めます

【現状と課題】

- 事業団は、業務の性質上、医師などの高度専門職を含め、専門職の比率が高く、また、少人数による構成のため、質の高いサービスを提供していくためには、常に人材を確保している必要があります。
- 事業団の安定した運営や目標達成には、人材の育成が不可欠です。
- 事業団では、職員の能力・資質向上、知識・技術の習得のため、一般研修、専門研修、階層研修（昇格時研修）等の研修を実施しています。
- 市主催の各種研修・委員会へも参加し、必要な情報・知識等の収集に努めています。
- 組織横断的なプロジェクトチームを設置し、職員参加による課題討論、意見交換を通じて、解決策の検討、人材育成を図っていますが、成果の共有・活用が課題です。
- 一次・二次予防事業の連携等、事業を円滑かつ効果的に実施していくために、事業団内でさらに職員間の連携が必要です。
- 計画の目標達成に向けて、職員の能力を伸ばし資質を向上させるとともに、組織の活性化に向けた計画的な人材育成の方針が必要です。

(1) 人材の確保・育成指針の作成とプロジェクトチームの有効な活用

【今後の方向性・取組】

- ・ 高度専門職の医師の確保にあたっては、医師会や地域医療機関との連携により円滑な人材確保を図ります。
- ・ 事業団の計画目標を達成し、理念を実現していくために求められる人材像について検討します。
- ・ 計画を実現していくために必要となる適切な職員体制、マンパワーの確保を図ります。
- ・ 目指すべき人材像に向けて人材を育成していくための必要なステップや研修体系、それらを可能にする職場環境等を整理・共有した人材育成指針の作成に取り組みます。
- ・ 業務の改善、組織の課題解決及び職員の意識・モチベーションの向上のため、組織を横断したプロジェクトチームを編成し、課題認識の共有化と解決策の検討を通じて、人材の育成を図ります。
- ・ プロジェクトチームの活動を、職員間のコミュニケーションづくりと働きがいのある職場づくりに活かすとともに、成果を共有します。

(2)事業団内外との交流促進

【 今後の方向性・取組 】

- ・健康増進を担当する一次予防部門と健（検）診を担当する二次予防部門とが更に連携して計画の目標を達成していくため、両部門の事業連携を強化するための仕組みを検討します。
- ・事業団はその組織構成上、部署間の異動が少なく共有できる情報も限られるため、職員の資質向上の観点から市や関係団体と人事交流を行うことでネットワークを広げ、連携を深めていきます。
- ・様々な健康分野に関連する会議等に参加することで、市や関連する団体の動向や方針などの情報を交換・共有し、視野を広げるとともに、今後の事業団の取組み・施策に反映させていきます。

(3)各種研修への参加

【 今後の方向性・取組 】

- ・職員それぞれが、自分の専門知識をブラッシュアップし、その知識を活かしたサービスの提供ができるように能力の向上を目指します。
- ・専門職として、また公益的サービスを担う団体職員として、必要な資質の向上を目指します。
- ・各種専門資格認定者を増やします。医療専門職の他の医療機関への派遣研修も検討します。
- ・外部機関による専門研修への参加を更に奨励するほか、リーダー研修、マネジメント研修など、職階に応じた人材育成研修への参加を奨励します。
- ・安心安全に配慮した事業実施のために、健康づくり推進員を含め上級救命講習及び認知症サポーター養成講座を全員必須とします。

4 危機管理体制の構築を図ります

【現状と課題】

- 事業団内には、日ごろから多くの市民が来所しており、災害時等の緊急対応マニュアルや各種非常事態に備えた BCP（事業継続計画）の整備が必要です。特に災害発生時においては利用者の安全を第一に考えた対応を強化する必要があります。
- 個人情報の取り扱いは事業団に対する社会的信用に大きく影響を及ぼします。また、特にセンシティブな情報を扱う機会も多いことから、個人情報保護方針を遵守するとともに、適切な情報保護管理体制の構築を図り、リスクマネジメントを行う必要があります。
- 内外問わず信頼を獲得し団体として社会的な責任を果たしていくためには、法令を遵守するコンプライアンスの強化が必要です。

【今後の方向性・取組】

- ・ 災害発生時の初動対応方針について市健康課と協議のうえ策定します。また、災害発生時に必要な資機材の確保を行い、定期的に訓練を行います。
- ・ 武蔵野市地域防災計画では、大規模災害発生時、保健センターは歯科医療の救護拠点となることや「災害薬事センター」が設置されることが予定されていますが、このような事態における事業団の役割についても市健康課と協議し、対応マニュアルを作成します。
- ・ 自然災害以外にも様々な危機を想定した B C P（事業継承計画）を策定します。
- ・ 個人情報保護と情報セキュリティ強化のため、第三者機関による認証「プライバシーマーク」等の取得について検討します。
- ・ コンプライアンスの強化に取り組みます。

5 保健センター改修工事への適切な対応を図ります

【現状と課題】

- 今後、武蔵野市で予定されている保健センター改修工事は、事業団の事業運営や本計画の目標実現に大きな影響を及ぼすことが予想されます。
- 工事期間中、代替施設の確保ができない場合、特に健診・検診業務は、その間、事業継続が困難となり、市民の健康を守る上で大きな影響を及ぼす可能性が生じます。
- 事業を継続するためには検査機器が必要ですが、法令による施設構造基準を満たす必要があり、代替施設の確保に課題があります。代替施設へ検査機器を移送する上で、機器の保全上のリスクやコスト等の課題があります。
- 保健センター改修工事にあたっては、工事期間中に事業団が行うべき事業内容、代替施設の確保、利用者への周知、実施体制、運営に関する検討とともに、改修工事後の施設や検査機器の維持・向上などに向けた要望を含め、諸課題を整理し、市や医師会等の関係団体との協議を踏まえ、対応方針を早急に決定する必要があります。

【今後の方向性・取組】

- ・改修工事を、事業団の計画実現に向けた更なる事業環境整備の向上のための契機ととらえ、改修後の保健センターにおける事業団運営、機能向上について、市や医師会等関係団体との協議を行います。
- ・市との協議のもと、工事期間中の市受託事業及び自主事業の対応、代替施設の確保、職員体制、利用者への周知方法その他必要事項を検討し、保健センター改修に向けた対応計画を作成します。
- ・改修にあたっては、現在の施設機能の維持を基本としつつも、新たな検査機器の整備・更新が効果的な場合は、市へ要望を挙げていきます。

第 6 章 計画の推進

1 計画の推進のために

(1) ニーズの把握と反映

各種事業やサービスを効果的に実行するため、事業内容や提供方法などについて、市や医師会、関係する団体、利用者の意見やニーズの把握と反映に努めます。そのため、必要に応じてアンケート調査等を行います。

(2) 各部署・各種団体との連携

事業団内の各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。

武蔵野市財政援助出資団体在り方検討委員会から指摘を受けている市の他の財政援助団体や市健康課との役割分担については、市や市担当課、団体とが相互に調整すべき課題です。必要に応じてそれぞれ団体の役割を整理調整しながら、適切な連携と役割分担のもとに効果的な事業を推進していきます。

(3) 事業団の持続可能性の向上

今後見込まれる、高齢者の増加や認知症患者の増加の中でも適切に対応し、必要な人が必要なサービスを安定的に利用してもらえるよう、人材や財源、必要な資機材の確保など、財団の持続可能性の維持と向上に努めます。

(4) 市との連携

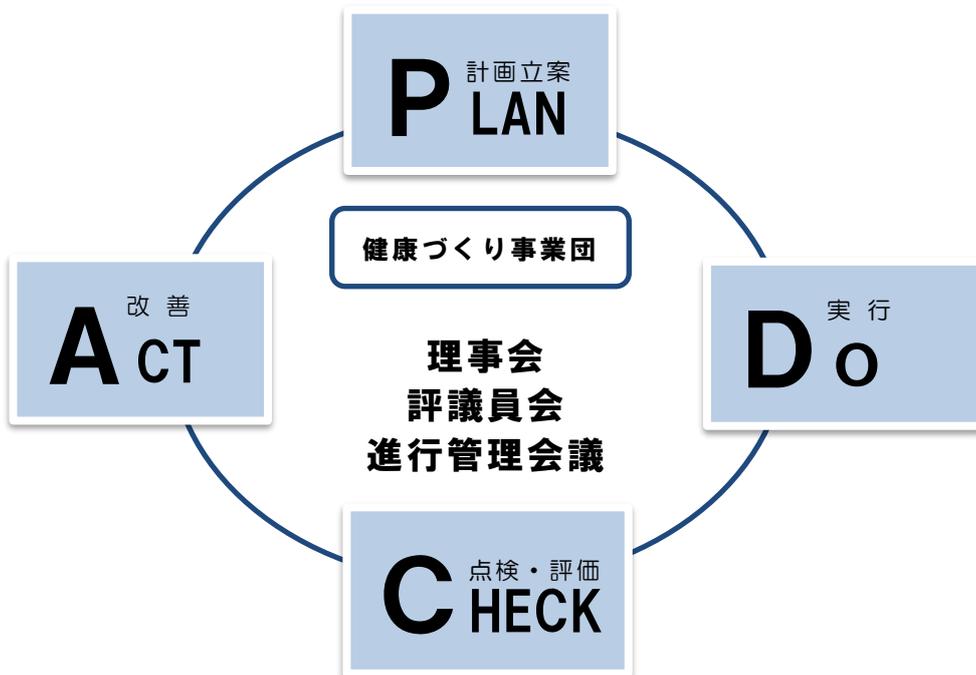
事業団の行う施策は、市の制度に基づき運営されているものが少なくありません。市の健康課題・施策に関する動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら、事業団の施策の推進に努めます。また、利用者や地域の声を踏まえ、ニーズに合った、公益性の高いサービスを提供するため、市に対し必要な要望を行うとともに、財政上の措置を要請し協議していきます。

2 計画の点検と評価

計画策定後は「P D C A」のサイクルにより、各種施策の進捗状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していきます。

事業団においては、各年度の目標は、毎年度作成する事業計画・実行計画において示し、毎月実施する進行管理会議において、計画の進捗状況を確認し、確実に実行できるよう管理を行います。

また、毎年度、計画の進捗状況を理事会、評議員会へ報告します。



第 7 章 資 料 編

1 策定経過

開催日	会議名等	協議内容
平成 30 (2018) 年 8月 29日	第 1 回 理事長・策定会 議・ワーキング打合 せ会	1) 第一期中期計画の振り返り等 ・第一期中期計画の目指す基本的な考え方 ・第一期中期計画の取り組み状況の確認、課題抽出・ 論点整理 ・次期計画期間中に対応が必要な新たな課題の抽出・ 論点整理 2) 健康づくり事業団を取り巻く状況 ・事業団を取り巻く事業環境等についての確認 3) 第二期中期計画の策定に向けて ・事業団の目指すべき方向性について 4) 策定に向けたスケジュールの確認等
10月 2日	第 2 回 理事長・策定会 議・ワーキング打合 せ会	1) 事業団の目指す方向性、基本目標等の検討 2) 目標を達成していくための対応策の検討
10月 25日	第 3 回 理事長・策定会 議・ワーキング打合 せ会	1) 武蔵野市健康推進計画・食育推進計画と健康づくり 事業団について 2) 第二期中期計画の目次・体系図案・骨子案・「基本 視点」・「基本施策」 3) 「施策の展開」に掲載する個別事業及び自主事業の あり方について
11月 26日	第 4 回 理事長・策定会 議・ワーキング打合 せ会	1) 事業計画骨子案・基本視点・基本施策・施策の方向 性・個別施策事業 2) 経営・組織計画 概要 3) 計画策定スケジュール等
12月 26日	第 5 回 理事長・策定会 議・ワーキング打合 せ会	1) 第二期中期計画素案について
平成 31 (2019) 年 1月 28日	第 6 回 理事長・策定会 議・ワーキング打合 せ会	1) 第二期中期計画素案について
武蔵野市健康福祉部、武蔵野市医師会・歯科医師会・薬剤師会・健康づくり推進員からの意見募集 (2月 21日～3月 7日)		
2月 25日	第 7 回 理事長・策定会 議・ワーキング打合 せ会	1) 第二期中期計画素案について
3月 20日	理事会	1) 第二期中期計画について

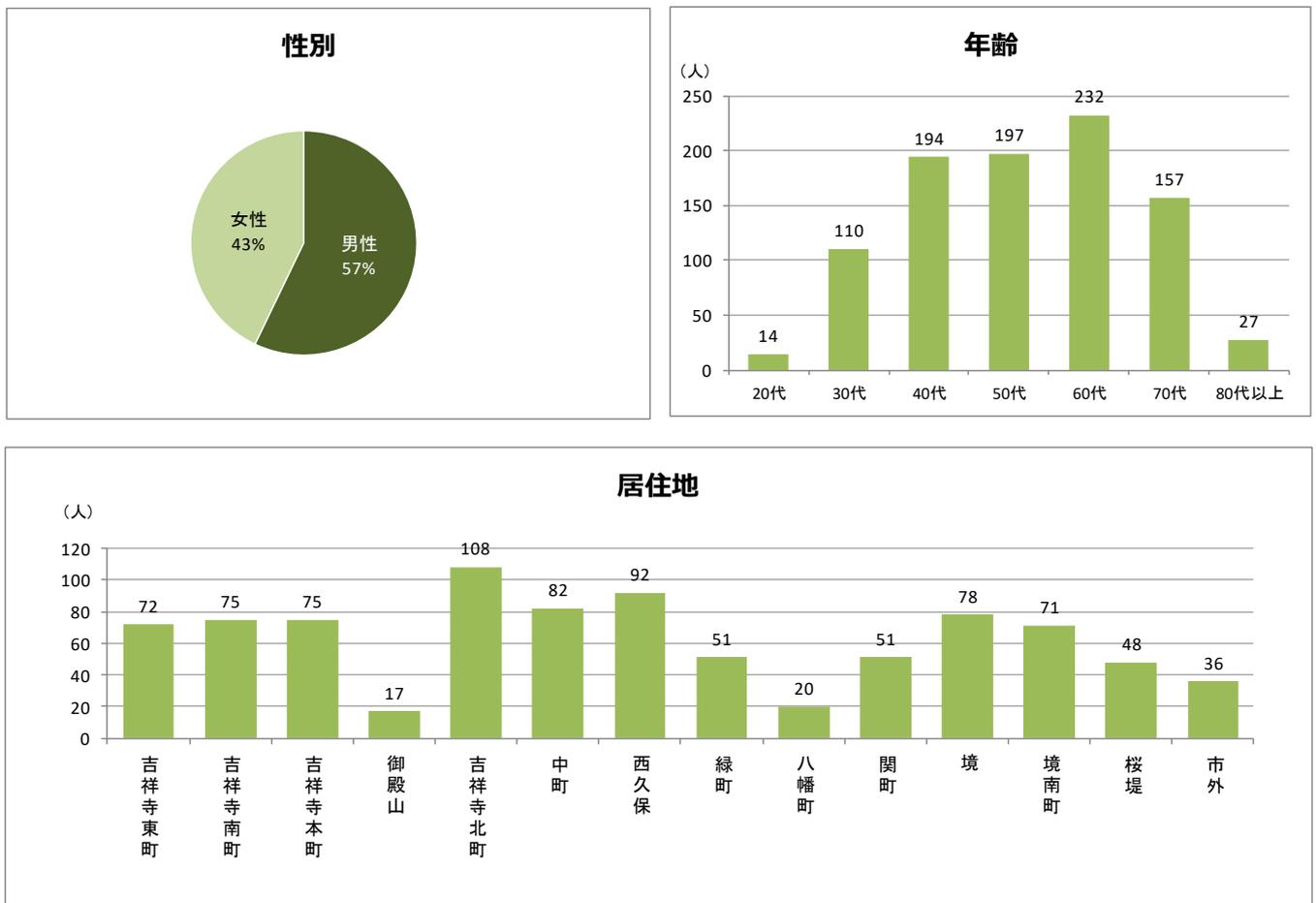
2 人間ドック受診者アンケート調査結果

(1) 調査概要

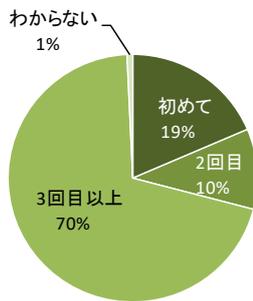
調査目的	人間ドック受診者の意見・要望を把握し、今後の人間ドックのサービス向上につなげるために実施した。
調査期間	平成 29 年 6 月～平成 30 年 5 月
調査対象	期間中の事業団人間ドック受診者 1,407 人
調査方法	人間ドック受診の際にアンケート票を直接配布、回収
回収状況	回収件数 944 人（回収率 67.1%）

(2) 調査結果概要

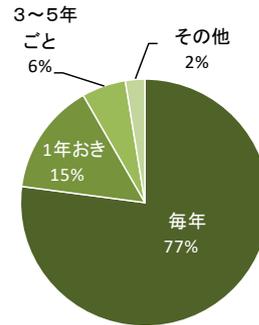
※構成比（%）は無回答を除く集計結果



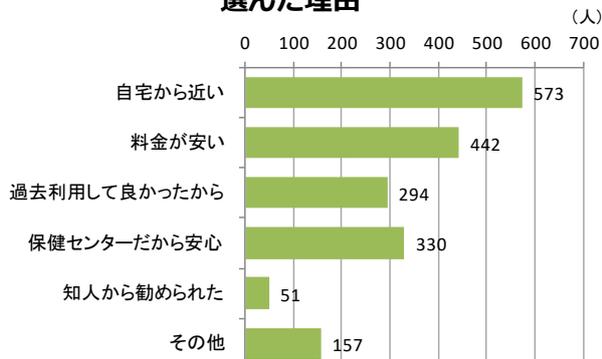
受診回数



受診頻度



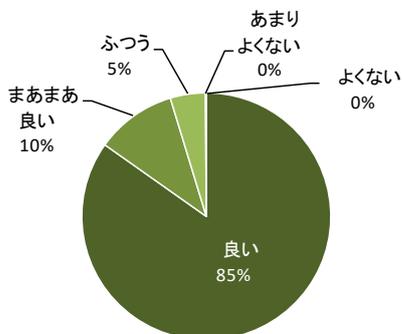
選んだ理由



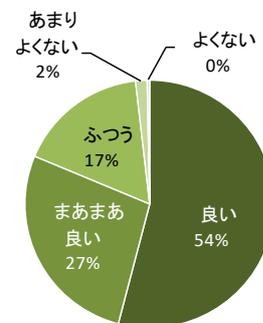
人間ドックを知った媒体



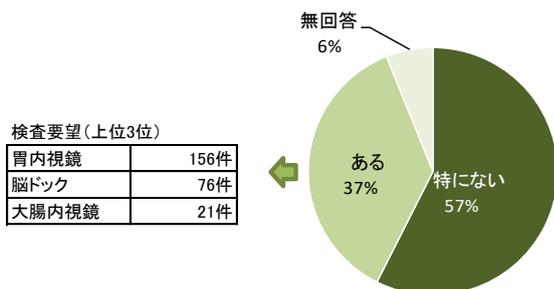
職員の対応



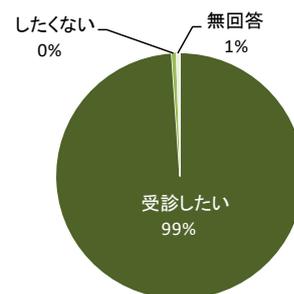
検査の案内や待ち時間



事業団には無い検査で受けてみたい検査



次回も受診したいと思うか

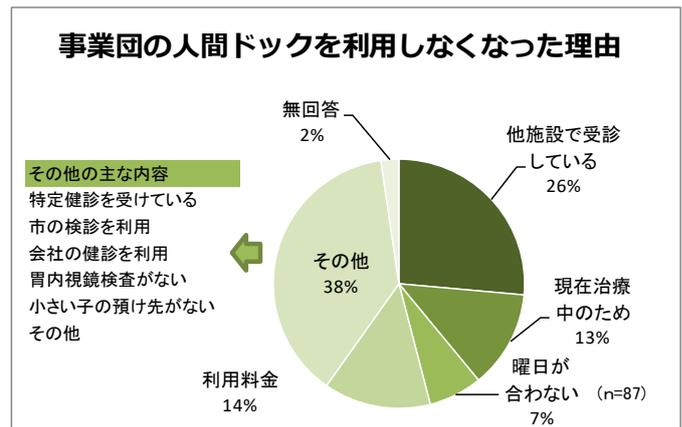
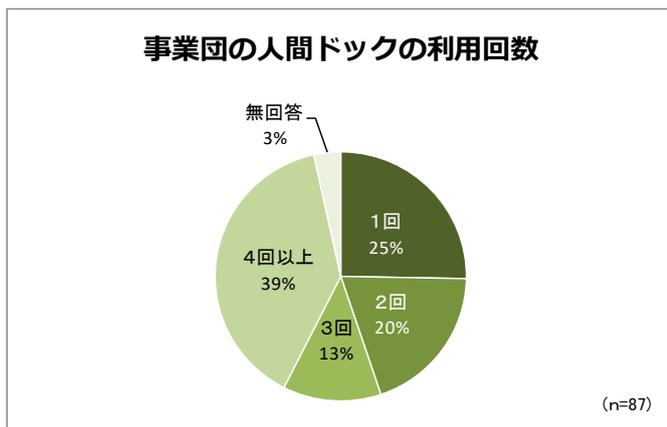
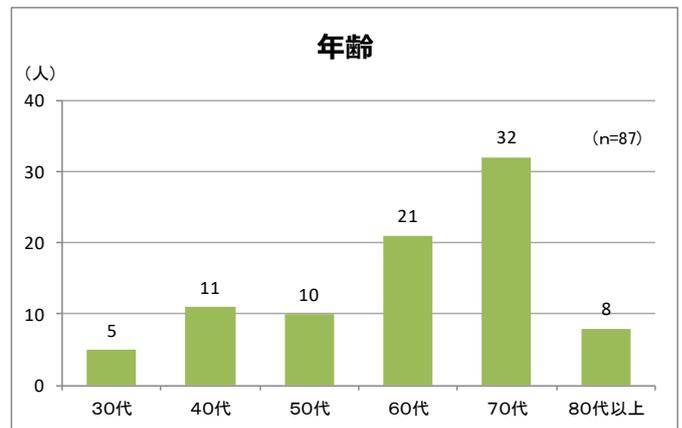
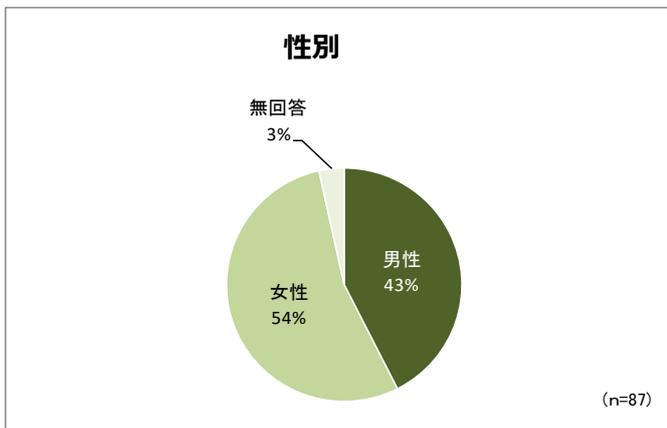


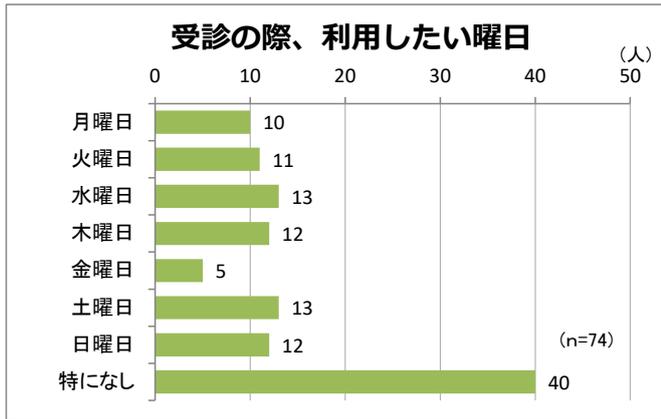
3 人間ドック勧奨者アンケート調査結果

(1) 調査概要

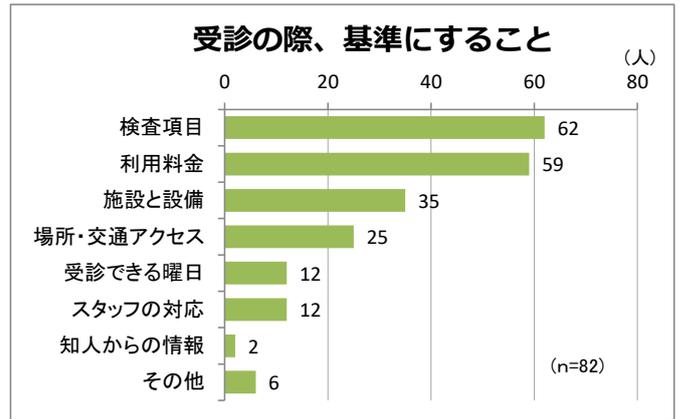
調査目的	過去に事業団の人間ドックを受診したことのある人で、その後の利用のない人の意見・要望を把握し、今後の人間ドックのサービス向上のための検討資料とするために実施した。
調査期間	平成 28 年 11 月 14 日～平成 28 年 11 月 30 日
調査対象	平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間、事業団の人間ドックを受診した後、利用の無い方 333 人
調査方法	郵送でアンケート票を配布、回収
回収状況	回収件数 89 人（回収率 26.7%）

(2) 調査結果概要





※無回答を除く集計



※無回答を除く集計

4 公益財団法人武蔵野健康づくり事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人武蔵野健康づくり事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民の生涯にわたる主体的な健康づくりを専門的に支援し、健康観の向上を図ることによって、健康寿命の延伸と健康なまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一次予防（生活習慣の改善により疾病そのものを予防）及び二次予防（疾病の予防・早期発見）の連携による健康増進事業
- (2) 武蔵野市から受託する各種検診・健診に関する事業
- (3) 地域医療機関との連携による各種検査事業
- (4) 地域内事業所及び地域住民に対する健康管理に関する事業
- (5) 地域との連携を主体とした健康づくり意識の普及・啓発に関する事業
- (6) 健康づくりに関する調査研究
- (7) 健康づくり情報発信に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理)

第6条 この法人の基本財産以外の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

2 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュフロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- （公益目的取得財産残額の算定）

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員）

第11条 この法人に評議員4名以上8名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

（選任及び解任の方法）

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該地の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- (3) 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数、又は評議員いずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 3 評議員会会長は、評議員会において選定する。
- 4 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 5 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 6 第4項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- (任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- (評議員の報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選定された議事録署名人2名以上が、これに記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上8名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長及び前項の副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係にある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第22条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第115条第1項の外部役員等をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金5万円以上でこの法人が予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散 (定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。
(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法 (公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局 (事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護 (情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するために、活動状況、運営内容及び財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報保護)

第44条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則 (委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(以下略)

5 公益財団法人武蔵野健康づくり事業団の経緯

昭和 62 年 10 月	財団法人武蔵野健康開発事業団設立
11 月	総合健康診査(人間ドック)開始
昭和 63 年 1 月	肺がん検診(受託)開始
1 月	地域医療に関する調査研究実施
2 月	胃がん検診(受託)開始
4 月	(社)武蔵野市医師会と高度医療機器利用に関する協定締結
5 月	乳がん精密検診(受託)開始
12 月	健康増進事業参加者に対する健康度測定開始
12 月	若年層胸部検診(受託)開始
平成 2 年 2 月	市民健康づくり計画に関する調査
平成 3 年 9 月	集団予防接種漏れ者救済事業(受託)開始
平成 4 年 3 月	武蔵野市民健康管理システム検討委員会設置
12 月	市民健康管理システム一元化調査研究
平成 6 年 3 月	保健事業システム開発検討委員会設置
平成 7 年 2 月	健康講座開設
2 月	市民の健康に関する意識調査
4 月	地域医療連携室、武蔵野市地域医療連携運営協議会設置
4 月	老・成人健康診査管理事務(受託)開始
平成 7 年 5 月	武蔵野市骨粗しょう症予防検討委員会設置
平成 7 年 9 月	F M放送 健康ひとくちアドバイス開始
9 月	人間ドック利用者 1 万人達成セレモニー実施
平成 8 年 5 月	武蔵野市骨粗しょう症予防健診事業推進委員会設置
6 月	骨粗しょう症予防健診(受託)開始
12 月	汎用超音波診断装置寄付受領(横河電機株)
平成 9 年 4 月	産婦健診及び 3 歳児健診(検査受託)開始
12 月	市立保健センター・武蔵野健康開発事業団設立 10 周年記念式典開催
平成 12 年 4 月	F M放送 むさしの健康もぎたて情報開始
8 月	X線コンピュータ断層撮影装置(ヘリカルCT)導入
平成 13 年 1 月	最新医療情報に沿った調査研究
3 月	事業団ホームページ開設
6 月	市民健康づくり調査検討委員会設置
10 月	NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構マンモグラフィ検診施設画像認定取得
平成 14 年 3 月	市民の健康に関する意識調査
4 月	人間ドック基本項目追加(4 項目)・オプション検査(6 項目)開始
5 月	事業所職員を対象としたメンタルヘルス相談
平成 15 年 4 月	人間ドックオプション検査項目追加(1 項目)
平成 16 年 3 月	診断書発行目的の個人健康診断開始
4 月	利用者の声アンケート箱設置
平成 17 年 1 月	NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構マンモグラフィ技術部門認定取得(診療放射線技師 1 名)
3 月	認知症発症・進行予防に関する学際的研究事業に伴う医学的検査受託

6月	NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構マンモグラフィ技術部門 認定取得(診療放射線技師2名)
7月	健康づくり支援センター開設記念「健康フェスティバル」参加協力
10月	武蔵野市健康推進計画の評価及び武蔵野市民の健康意識に関する 武蔵野市・東京家政大学・二葉栄養専門学校との共同調査研究
12月	人間ドックにおける生活習慣病に関するデータ解析
平成18年9月	日本人間ドック学術大会参加・研究発表
平成19年2月	市民講演会開催
3月	公益社団法人日本超音波医学会超音波検査士認定取得 (診療放射線技師1名、臨床検査技師1名)
3月	NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構マンモグラフィ技術部門 認定取得(診療放射線技師1名)
11月	保健センター・武蔵野健康開発事業団設立20周年記念式典・行事開催
平成20年6月	ホームページリニューアル
7月	公益法人制度改革検討プロジェクトチーム設置
7月	保健指導・内臓脂肪システム導入
9月	日本人間ドック学術大会参加・研究発表
9月	特定保健指導(受託)開始
平成21年2月	大腸がん検診(受託)開始
10月	健康づくり支援センター事業が武蔵野市より移管
10月	健康づくり支援センター移管記念「健康まつり」開催
平成22年2月	一次、二次予防事業連携検討プロジェクトチーム設置
4月	人間ドックオプション検査項目追加(6項目)
10月	肝炎ウイルス検診(受託)開始
10月	日本公衆衛生学会総会参加・研究発表
平成23年4月	財団法人から公益財団法人へ移行 名称「公益財団法人武蔵野健康づくり事業団」
8月	日本人間ドック学術大会参加・研究発表
平成24年1月	人間ドック受診料(市民負担額)改定
9月	保険医療機関指定(内科・放射線科)
10月	日本公衆衛生学会総会参加・研究発表
10月	体験型セミナー(一次・二次予防連携)「栄養サポート講座」開始
平成25年4月	人間ドックオプション項目追加
4月	人間ドック受診者への栄養士による健康相談開始
4月	健康づくり支援事業「働き盛りのパートナー食事♡診断」開始
7月	福祉関連施設事業所健診受診者への保健指導開始
9月	人間ドック受診者健診データ分析プロジェクトチーム設置
平成26年3月	フェイスブック「健康ナビゲーター ムサシDANくん」開設
4月	人間ドック受診者への禁煙に関する情報提供開始
4月	事業所健診受診者への栄養指導開始
4月	腰痛予防背骨コンディショニング教室受託開始
7月	健康づくり人材バンク紹介事業開始
平成27年3月	武蔵野健康づくり事業団 第一期中期計画策定
4月	武蔵野市健康づくり推進員の武蔵野健康づくり事業団への移管
4月	健康づくり共催事業開始

- 7月 PACS (画像管理システム)の導入
- 10月 土曜日がん (受託) 検診開始
- 9月 胃がんハイリスク (ABC) 検査 (受託) 開始
- 12月 「コミュニティ協議会との協力による高齢者の健康づくり自主活動
グループ立ち上げ支援事業」が ケアリンピック武蔵野 2015 にて優秀賞受賞
- 平成 28 年 1 月 健康づくり広報誌リニューアル
「わがまち武蔵野 健康生活 むさしのけんこうづくり通信」
- 4月 人間ドック受診者への保健師による健康相談開始
- 9月 特定保健指導 (再受託) 開始
- 平成 29 年 2 月 体験型セミナー「スマート飲酒ライフ」開始
- 4月 ツイッター「健康ナビゲータームサシDANくん」ツイート開始
- 5月 メールマガジン (健康づくりはつらつメンバー特典) 配信開始
- 11月 保健センター開設 30 周年・武蔵野健康づくり事業団設立 30 周年
記念式典・行事開催
- 平成 30 年 7 月 武蔵野健康づくり事業団 第二期中期計画策定会議・ワーキング設置

6 公益財団法人武蔵野健康づくり事業団 第二期中期計画策定会議・ワーキング職員

期間：平成 30 年 7 月 30 日～平成 31 年 3 月 31 日

職名等		氏名
理事長		笹井 肇
計画策定会議	事務局長	守矢 利雄
	総務係長	篠崎 武
	健康づくり支援係長	小俣 裕子
	健診指導係主査	安納 博之
	健診指導係主査	本間 聡
計画策定 ワーキング	総務係	杉浦 宏行
	総務係	大西 雅代
	健診指導係主任	戸部 祐子
	健診指導係主任	杉本 明美
	健診指導係	小川 典恵
	健康づくり支援係	前田 蓉仁

公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団 第二期中期計画
(平成 31 (2019) 年度～平成 36 (2024) 年度)

発行：平成 31 (2019) 年 3 月

編集・発行：公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団
東京都武蔵野市吉祥寺北町 4 丁目 8 番 1 0 号